

推進施策

1 推進施策の体系

2 推進施策の具体的内容

(1) 推進施策

- 【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策
- 【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策
- 【Ⅲ】みんなのみどりをみんなで保全・創出するための推進施策

(2) 推進施策の到達目標

3 重点施策

■ 推進施策について

◇ 推進施策体系総括表について

推進施策は、今後、本市がみどりを保全し、創出してくための取組みのことです。

P.64～67にある推進施策体系総括表は、7つの基本方針と14の施策展開の方向との関連付けを明確にした上で、推進施策を「施策展開項目（大柱）」「推進施策（中柱）」「実施事業・制度など（小柱）」として、体系化して取りまとめたものです。

本章では、この施策体系に沿って具体的な施策（実施事業・制度など）と、その到達目標をまとめました。

推進施策の体系化にあたっては、以下の考え方のもとに再整理しました。

- 「施策展開項目（大柱）」とは、施策を「みどりの保全系の施策」「みどりの創出系の施策」「みどりに関する連携・協働系の施策」の3つの属性に大別し、更に対象となるみどりを地域や状態や機能などに着目し、目的ごとに区分したものです。
- 「推進施策（中柱）」とは、「施策展開項目（大柱）」を更に既存の法体系や制度などに着目し、区分したものです。
- 「実施事業・制度など（小柱）」とは、「推進施策（中柱）」に対応する「具体的かつ個別の事業・制度など」のことです。

なお、「7つの基本方針及び14の施策展開の方向」との関連（どの基本方針・施策展開の方向に基づく事業・制度か）については、P.46、47の体系図及びP.64～67の推進施策体系総括表のなかで明記しています。

◇ 推進施策で対象とするみどりについて

推進施策の体系化にあたり、施策展開の対象として新たに使用される言葉の意味は以下のとおりです。なお、各種法令に基づく言葉の意味は「2 推進施策の具体的内容」で記述しています。

一団のみどり

樹林地の規模を表し、数千～数万㎡以上のまとまった樹林地のこと。

自然環境のみどり

植物としてのみどりの内容を表し、自然植生や自生する海浜植物などのこと。

身近なみどり

みどりが存在する場所を表し、主に市街地（市街化区域内）に存在する、樹林地や公園などのこと。

生態系に配慮したみどり

ビオトープなどの生態系の視点から捉えたみどりのこと。

オープンスペース

公有・私有を問わず公開性（立ち入れる）が確保された広がりのある屋外空間のこと。

◇ 施策の推進にあたって

本章に掲げた推進施策（事業・制度など）を展開していくためには、市民・NPO・事業者・行政などとの役割分担あるいは連携による取組み体制や、みどりに対する積極的な取組み姿勢の強化・向上、効率的かつ効果的な施策の実施が図られるとともに、そのための財源確保に努め、施策推進の実効性を高めていく必要があります。

◇ 推進施策体系総括表の見方

総括表における各項目の内容は以下のとおりです。

7つの基本方針～14の施策展開の方向

第Ⅱ章「基本方針及び施策展開の方向」の何に基づく施策であるかの明記（事業・制度など）

重点施策

本計画の中で特に重点的に取り組んでいく施策（事業・制度など）

継続・新規の区分

「継続」：平成21年度までに取組みを実施している施策（事業・制度など）

「新規」：平成22年度以降に、検討・実施していく施策（事業・制度など）

取組み期間

「短中期」：概ね5年（平成27年度）以内に検討・実施する施策（事業・制度など）

「長期」：平成27年度以降の長期的な視点で取り組む施策（事業・制度など）

事業主体と関連者

取組みを実施する主体及び関連者を「国」「県」「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者など」の区分により明記

主体となる部

「部局の名称」：施策を所管する本市の部局名（※一部神奈川県も含まれます）

※本市における部局は平成22年3月現在のものです。

◇ 目標・指標について

「推進施策における具体的な内容」で記載した「目標・指標」「到達目標」は、本計画の目標年度である平成27年度における目標（状態）及び数値指標を記載しています。

◇ 推進施策における取組み姿勢について（用語について）

推進施策における取組みを表す用語の意味は以下のとおりです。

維持：現在の状態や状況を維持していくこと。（面積などを含む）

継続：これまでの施策を継続的に実施していくこと。

連携：各主体が互いに調整・協議しながら、それぞれの役割を果たし事業などを実施していくこと。

検討：市が対象施策について「だれが（主体）・何を（対象）・どのように（手法）」などを明らかにするため、庁内組織において調整したり、各主体と調整や協議をしていくこと。

実施・指定・設置

：施策に対する具体的な取組みに着手し結果を出すこと。

策定：計画などが出来上がること。

運用：制度などを実際に活用していること。

推進：計画などに基づき、事業、制度、施設整備などの施策を進めていくこと。

◇ 重点施策について

重点施策は、推進施策のなかで特に優先的かつ重点的に取組みを行っていくものです。

（P.104～107）

◇ その他

「2 推進施策の具体的な内容」における、「本市の指定実績」数値は平成20年度末現在の値です。

第Ⅳ章 1 推進施策の体系

推進施策体系総括表 1 / 3

施策展開項目 (大柱)	推進施策 (中柱)	施策 No.	実施事業・制度等 (小柱)	重点 施策	掲載 ページ
【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策	1 骨格のみどり、一団のみどり、自然のみどりを守り、再生するために	1	既指定地区の土地利用制限の継続	●	P.68
		2	新たな地区指定(2地区)	●	P.69
		3	土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施	●	P.69
		4	既指定区域の土地利用規制の継続		P.70
		5	湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携		P.70
		6	特別緑地保全地区の指定の検討		P.71
		7	保安林指定地区の土地利用制限の継続		P.72
		8	自然環境保全地域の土地利用制限の継続		P.72
		9	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用		P.72
		10	自然保護奨励金制度による支援の継続		P.73
		11	貴重な植物の保全に向けた検討	●	P.74
		12	民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施	●	P.74
		13	公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定	●	P.74
		14	指定文化財(天然記念物)の保全の継続		P.74
		15	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進		P.75
		16	自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続		P.76
		17	ビオトープの維持		P.77
		18	丘陵のみどり(樹林地)の適切な維持管理モデル事業の実施	●	P.77
	2 人々の暮らしに身近なみどりを守り、再生するために	19	(仮称)民有樹林地保全支援制度の検討・実施	●	P.78
		20	(仮称)市民協働斜面緑地保全制度の検討	●	P.78
		21	斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施【一部再掲】		P.79
		22	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用【再掲】		P.79
		23	斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討	●	P.79
		24	市民緑地制度の導入と運用の推進	●	P.80
		25	緑地の寄付制度の運用	●	P.80
		26	谷戸地域のみどりの再生に向けた検討		P.80
	3 風致・景観に優れたみどりを守るために	27	既指定地区における土地利用行為制限の継続		P.81
		28	風致地区の新規及び拡大指定	●	P.82
		29	景観計画におけるみどりの位置づけの検討		P.82
		30	景観重要樹木の指定継続		P.83
	4 農地を守るために	31	農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続		P.84
		32	市民農園の継続・維持		P.84
		33	生産緑地のみどりの維持に向けた検討		P.85

(区分) 継続：平成21年時点で取組みを実施している制度等
新規：平成21年時点で取組みを実施していない制度等
(主体) 取組み主体となる者 (関連) 関係する者

(取組み期間) 短中期：概ね5年(平成27年まで)以内に検討・取組みを開始するもの
長期：長期的展望で検討・取り組んでいくもの

施策 No.	区分		取組み期間		主体■ 関連□			主体となる部 (所管含む)	7つの基本方針と14の施策展開の方向																					
	継続 ○	新規 ●	短中 期 ◇	長期 ◆	国	県	市		市民・NPO・ 事業者・土 地所有者等	方針1	方針2	方針3	方針4	方針5	方針6	方針7														
										(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)							
1	○		継続				■	□	土木みどり部	○	○																			
2		●	◇			□	■	□	土木みどり部	○	○																○			
3		●	◇				■	□	土木みどり部	○	○																			
4	○		継続				■	□	土木みどり部		○																			
5	○		継続			■	□	□	神奈川県	○	○	○																		
6		●		◆			■	□	土木みどり部	○	○																			
7	○		継続			■	□	□	神奈川県	○	○									○										
8	○		継続			■	□	□	神奈川県	○	○																			
9	○		継続				■	□	土木みどり部		○																			
10	○		継続			■	□	■	神奈川県		○																			
11		●	◇				■	□	環境部		○	○																		
12		●	◇				■	□	環境部・土木 みどり部		○	○																		
13		●	◇			□	■		環境部・土木 みどり部・教育委員会		○	○																		
14	○		継続			■	■		神奈川県・教育委員会		○	○																		
15	○		継続		□	■	■		神奈川県・ 土木みどり部	○	○					○														
16	○		継続			■	■		土木みどり部	○	○																○			
17	○		継続				■	□	全庁的取組み (環境部)			○	○																	
18		●	◇				■	□	全庁的取組み(土木み どり部・環境部)			○	○							○										
19		拡充	◇				■	■	土木みどり部																		○			
20		●	◇				■	■	土木みどり部				○														○			
21		●	◇				■	□	土木みどり部																		○			
22	○		継続				■	□	土木みどり部																		○			
23		●	◇				■		土木みどり部				○														○			
24		●	◇				■	■	土木みどり部						○												○			○
25		拡充	◇				■	■	土木みどり部		○																○			
26		●		◆			■	□	土木みどり部	○			○														○			
27	○		継続				■	□	土木みどり部																		○	○		
28		●	◇			□	■	□	土木みどり部																		○	○		
29		●	◇				■		都市部・土木みどり部																		○			
30	○		継続				■	□	都市部																		○			
31	○		継続			□	■	□	経済部・神奈川県	○																				
32	○		継続				■	■	経済部	○					○															
33		●	◇				■	□	経済部・都市部・土木 みどり部	○					○	○														

※主体となる部(所管)は平成22年3月現在のものです。

推進施策体系総括表 2 / 3

施策展開項目 (大柱)		推進施策 (中柱)	施策 No.	実施事業・制度等 (小柱)	重点 施策	掲載 ページ
【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策	1 都市公園をつくり、再生するために	(1)都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する	34	公園種別ごとの整備の推進		P.89
			35	公園リニューアル計画の策定と推進	●	P.93
			36	公園施設長寿命化計画の策定と推進	●	P.93
			37	環境や生物多様性を支える公園整備の推進		P.93
			38	安全・安心のための公園整備の推進		P.94
			39	交流の拠点となる公園の整備の推進		P.94
			40	市民活動や憩いの場となる公園整備の推進		P.94
			41	様々な手法による公園などの整備の推進		P.95
	2 様々なオープンスペースのみどりをづくり、再生するために	(1)公共施設のみどりをつくる	42	【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進		P.95
			43	【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進		P.96
			44	【河川】河川環境の整備の推進		P.96
			45	公共施設のみどりの整備と緑化の推進	●	P.96
			46	ビオトープの整備の推進		P.96
		(2)民有地のみどりを活用する	47	市民緑地制度の導入と運用【再掲】	●	P.97
	3 みどり豊かなまちをつくるために	(1)みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する	48	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進		P.98
			49	「緑化地域」の指定に向けた検討	●	P.99
			50	「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施	●	P.99
			51	「緑地協定」制度の継続		P.99
			52	「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討	●	P.100
			53	民有地緑化推進支援の実施	●	P.100
		(2)民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする	54	土地利用調整関連条例(市)【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続		P.100

推進施策体系総括表 3 / 3

施策展開項目 (大柱)		推進施策 (中柱)	施策 No.	実施事業・制度等 (小柱)	重点 施策	掲載 ページ
【Ⅲ】みんなの保全・創出をすすめるための推進施策	1 みんなでみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かしていくために	(1)みどりを次世代に引き継いでいく	55	自然に関する環境教育・環境学習の実施		P.101
			56	みどりの保全・創出に関する啓発の実施		P.102
		(2)みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす	57	みどりの積極的な活用の推進		P.102
			58	市民による花いっぱい運動の実施		P.103
			59	市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進		P.103

(区分) 継続：平成21年時点で取組みを実施している制度等 新規：平成21年時点で取組みを実施していない制度等 (主体) 取組み主体となる者 (関連) 関係する者									(取組み期間) 短中期：概ね5年（平成27年まで）以内に検討・取組みを開始するもの 長期：長期的展望で検討・取り組んでいくもの															
施策 No.	区分		取組み期間		主体■ 関連□				主体となる部 (所管含む)	7つの基本方針と14の施策展開の方向														
	継続 ○	新規 ●	短中 期 ◇	長期 ◆	国	県	市	市民・NPO・ 事業者・土 地所有者等		方針1		方針2		方針3		方針4		方針5		方針6		方針7		
										(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
34	○		継続		□	□	■		土木みどり部						○	○						○		
35		●	◇				■		土木みどり部						○									
36		●	◇				■		土木みどり部						○									
37	○		継続				■	□	土木みどり部			○	○											
38		●	◇				■		土木みどり部								○							
39	○		継続				■		土木みどり部						○						○			
40	○		継続				■	■	土木みどり部						○							○		
41	○		継続				■	■	土木みどり部						○									
42	○		継続				■		港湾部				○		○	○					○			
43	○		継続		□	□	■		土木みどり部	○			○											
44	○		継続			□	■		土木みどり部				○											
45	○		継続		□	□	■		全庁的取組み (土木みどり部)	○			○											
46	○		継続				■	□	全庁的取組み			○	○											
47		●	◇				■	■	土木みどり部						○						○			○
48		●	◇				■	■	土木みどり部	○			○	○										
49		●	◇				■	■	土木みどり部	○			○	○										
50		●	◇				■	■	土木みどり部	○			○	○										
51	○		継続				□	■	土木みどり部	○			○	○										
52		●	◇				■	■	土木みどり部	○			○	○										
53		●	◇				■	■	都市部	○			○	○										
54	○		継続				■	□	土木みどり部				○	○										

施策 No.	区分		取組み期間		主体■ 関連□			主体となる部 (所管含む)	7つの基本方針と14の施策展開の方向															
	継続 ○	新規 ●	短中 期 ◇	長期 ◆	国	県	市		市民・NPO・ 事業者・土 地所有者等	方針1		方針2		方針3		方針4		方針5		方針6		方針7		
										(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
55	○		継続				■	■	環境部														○	○
56	○		継続				■	■	全庁的取組み(土木みどり部・環境部・教育委員会)														○	
57	○		継続				■	■	全庁的取組み(土木みどり部・環境部)							○	○							○
58	○		継続				□	■	都市部											○			○	
59	○		継続				■	■	全庁的取組み(土木みどり部・環境部)			○							○				○	○

※主体となる部（所管）は平成22年3月現在のものです。

第Ⅳ章 2 推進施策の具体的内容

(1) 推進施策

【Ⅰ】みどりを保全・育成し、活用するための推進施策

【施策展開項目】（大柱）

1 骨格のみどり、一団のみどり、自然のみどりを守り、再生するために

本市のみどりの骨格となる丘陵のみどりや、一団となってまとまっている樹林地のみどりのほか、自然環境を有するみどりや、自然に近い形で存在する植物などを、守り、再生するための施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

(1) 近郊緑地特別保全地区のみどりを守る

■ 近郊緑地特別保全地区

近郊緑地特別保全地区とは、良好な自然環境を形成している緑地を現状凍結的に保存するため「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、都市計画で定める地域地区の一つ。

土地造成や建築等の行為に対する強い制限があり、その代償として土地の買取り制度等がある。

規制行為：建築物等の新築・改築又は増築、宅地の造成等の行為の制限。

優遇措置：固定資産税・都市計画税・相続税等の優遇

買取り：行為の不許可により土地利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入れの申出があった場合、買取りを行うこととなる。

本市の指定実績：2地区 244ha 衣笠・大楠山地区（49.5ha）武山地区（194.5ha）

【具体的な取組み】（小柱）

《1》既指定地区の土地利用制限の継続

重点施策 ○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1 (1) (2) に基づく施策

【方針等】

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき土地利用行為を規制し、不許可処分となった土地の所有者から申し出があった場合には、損失補償や、土地の買取りを行う。また、長期的には、買入れた土地の管理手法として、市民がみどりにふれることができるようなハイキングコースの整備や、都市公園化などについて検討を行う。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 244ha：2地区

衣笠・大楠山地区（49.5ha）

武山地区（194.5ha）

○事業所管：土木みどり部



近郊緑地特別保全地区の既指定区域

《2》新たな地区指定（2地区）

目標・指標：47.4ha 2地区の指定

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「県」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）（2）、基本方針6（12）に基づく施策

【方針等】

骨格となる丘陵のみどりを守るために、新たに2地区の指定に向けた調査・検討・事務作業を進める。

●平成27年度までの到達目標

新規指定 47.4ha：2地区

大楠地区（38.5ha）

子安地区（8.9ha）

○事業所管：土木みどり部



近郊緑地特別保全地区の指定予定区域

《3》土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）（2）に基づく施策

【方針等】

近郊緑地特別保全地区の土地利用行為の制限に伴う土地の買取りなど、みどりの保全を目的とした財源の確保に向けた検討を行う。

緑地基金の充実を図ることに加え、基金のあり方や、新たな財源確保手法について調査・検討し、可能なものについて導入を図る。

検討事例：公園命名権の販売や、市の販売物の一定割合を緑地保全目的として使用するなど

●平成27年度までの到達目標

検討・実施

○事業所管：土木みどり部

【推進施策】（中柱）

（2）近郊緑地保全区域のみどりを守り、再生する

近郊緑地保全区域とは、首都圏近郊の骨格となる丘陵のみどりの保全を図り、住民の健全な心身の保持、公害・災害の防止等を目的とした区域。一定の土地利用行為の規制により、土地利用との調和を図りながらみどりの保全を図る。

本市の指定実績：2区域 1,012.0ha 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（685.0ha）
武山近郊緑地保全区域（327.0ha）

【具体的な取組み】（小柱）

《4》既指定区域の土地利用規制の継続

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（2）に基づく施策

【方針等】

「首都圏近郊緑地保全法」に基づき、土地利用行為者の届出に対する指導などを継続し、土地利用と調和したみどりの保全を図る。さらに、区域内のみどりの治山・治水及び適切な維持・管理に配慮するとともに、市民が自然にふれあうことのできるような活用を視野に入れた保全を図っていく。

●平成27年度までの到達目標

現状維持1,012.0ha：2区域

衣笠・大楠山近郊緑地保全区域（685.0ha）

武山近郊緑地保全区域（327.0ha）

○事業所管：土木みどり部



近郊緑地保全区域の既指定区域

《5》湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携

○継続事業 ○事業主体者「県」 関連者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）（2）、基本方針2（3）に基づく施策

【現状等】

湘南国際村B・C地区は、近郊緑地保全区域内にあり、神奈川県によって「湘南国際村改訂基本計画（県）」に基づき「（仮称）交流緑地」として、みどりの再生が行われる予定となっている。現在、県が主体となり横須賀市や市民・NPO・事業者・土地所有者などにより、土地利用のあり方やみどりの保全・再生・活用などについての検討が進められている。

【方針等】

当該地区がより良いみどりの再生の場となり、併せて市民が自然とふれあい、交流ができる場となるよう、保全・再生・育成・活用について神奈川県との調整・連携を継続して行っていく。

●平成27年度までの到達目標

調整・連携の継続

○事業所管：土木みどり部



湘南国際村B・C地区

【推進施策】（中柱）

（3）様々な法令に基づきみどりを守る

各種の法令に基づく土地の指定（「都市緑地法」特別緑地保全地区、「森林法」保安林、「自然環境保全条例（県）」自然環境保全地域）により、骨格となる丘陵のみどりや一団のみどりの保全を図る。また、土地利用調整関連条例（市）に基づく法令手続きにより、みどりと調和した土地利用となるように調整していく。

■特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地等となる緑地を現状凍結的に保全することを目的として、「都市緑地法」に基づき、都市計画で定める地域地区の一つ。

規制行為：建築物等の新築・改築又は増築、宅地の造成等の行為の制限。

優遇措置：固定資産税・都市計画税・相続税等の優遇

買取り：行為の不許可により土地利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入れの申出があった場合、買取りを行うこととなる。

本市の指定実績：指定実績なし

■保安林

保安林とは、土砂の流出や公衆の保健等、国土の保全及び快適な生活環境の維持を図るため、「森林法」に基づき指定する特に重要な森林の地域。立木の伐採、造成等の行為について強い制限がある。（事務所管＝神奈川県）

指定目的：土砂の流出の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、潮害防備等

規制行為：立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石、樹根の採掘・開墾その他の土地の形質の変更等の行為の制限。

助成・優遇措置：固定資産税、造林補助金の加算

本市の指定面積：51.9ha

■自然環境保全地域

自然環境保全地域とは、良好な自然環境を有している緑地の適正な保全を推進するために、「自然環境保全条例（県）」に基づき指定された地域。（事務所管＝神奈川県）

指定目的：豊かで貴重な自然を有する優れた天然林、植物・野生動物の生息地等の地域を指定。
1ヶ所あたりの指定最低面積は、原則として優れた天然林は5ha、植物の自生地等は1ha。

規制行為：建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更、鉱物の採鉱・土砂の採取、水面の埋立て又は干拓等の行為の制限。

助成措置：土地所有者に対する自然保護奨励金の交付

本市の指定面積：1ヶ所 田浦大作自然環境保全地域（4.9ha）

■土地利用調整関連条例（市）

土地利用調整関連条例（市）とは、「土地利用基本条例（市）」に基づく条例体系で、本市における土地利用上の課題に対応するために整備されたもの。みどりの保全においては、「適正な土地利用の調整に関する条例（市）」等に基づき近郊緑地保全区域における緑地保全基準等によりみどりを守っている。

【具体的な取組み】（小柱）

《6》特別緑地保全地区の指定の検討 目標・指標：12.0ha 1地区の指定に向けた検討

○新規事業 ○取組み期間：長期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」
基本方針1（1）（2）に基づく施策

【方針等】

地区指定に関する検討を行う。当面は、海辺と一体となった自然環境のみどりを守るために、1地区の指定に向けて調査・検討を行う。

●平成27年度までの到達目標

指定に向けた検討12.0ha：1地区 荒崎地区

○事業所管：土木みどり部



特別緑地保全地区の指定の検討区域

《 7 》 保安林指定地区の土地利用制限の継続

○継続事業 ○事業主体者「県」 関連者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針 1 (1) (2)、基本方針 5 (10) に基づく施策

【方針等】

「森林法」に基づき、保安林が適切に維持・管理されることや、新たな地区指定の案件が生じた際の指定に向けた調整などに関し、必要に応じて神奈川県と連携を図る。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 51.9ha

○事業所管：神奈川県



保安林の現況

《 8 》 自然環境保全地域の土地利用制限の継続

○継続事業 ○事業主体者「県」 関連者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針 1 (1) (2) に基づく施策

【方針等】

「自然環境保全条例（県）」に基づき、自然環境保全地域が適切に保全されることについて、必要に応じて神奈川県と連携を図る。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 4.9ha：1 地区

田浦大作自然環境保全地域

○事業所管：神奈川県



自然環境保全地域の現況

《 9 》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針 1 (2) に基づく施策

【方針等】

「土地利用調整関連条例（市）」に基づき、みどりと調和した土地利用となるよう調整を図っていく。

●平成27年度までの到達目標

調整の継続

○事業所管：土木みどり部

【推進施策】（中柱）

（4）土地所有者に対する支援制度によりみどりを保全する

土地所有者に対する支援を行うことで、民有地のみどりの保全を図る。具体的には、地域制緑地（近郊緑地保全区域・風致地区等）内の樹林地を有する土地所有者に対し、奨励金を交付し保全を支援する制度（「自然保護奨励金制度（神奈川県事業）」）により保全を図る。

【具体的な取組み】（小柱）

《10》自然保護奨励金制度による支援の継続

○継続事業 ○事業主体者「県」「市民・NPO・事業者・土地所有者」 関連者「市」

基本方針1（2）に基づく施策

【方針等】

自然保護奨励金制度によりみどりが保全されるよう神奈川県と連携を図っていく。

●平成27年度までの到達目標

連携の継続

○事業所管：神奈川県

【推進施策】（中柱）

（5）自然植生を有する13地区及び貴重な植物を守る

「よこすかの植生」（平成12年度実施調査：横須賀市）により明らかとなった市内13地区の自然植生や、海浜地に自生する貴重な植物等のみどり及び天然記念物の保全を図る。

自然林の保護・保存・活用を目的に、「文化財保護条例（県）」「文化財保護条例（市）」に基づき、5地区の自然林が天然記念物に指定されており、これらの保全を図る。指定された指定文化財（天然記念物）に対しては、所有者に対する管理奨励金や保存修理等補助金を交付し、保護に努めている。



自然植生が残された地区及び自然林等の天然記念物

【具体的な取組み】（小柱）

《11》貴重な植物の保全に向けた検討

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（2）、基本方針2（3）に基づく施策

【方針等】

自然海岸の後背地に自生する植物や、湿地、池などの湿生・水生植物、その他の貴重な植物を守るための手法を検討していく。また、必要に応じて、様々な主体と連携しそれらのみどりの実態調査を実施する。

●平成27年度までの到達目標 検討

○事業所管：環境部

《12》民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（2）、基本方針2（3）に基づく施策

【方針等】

13地区のうち、民有地に存在する8地区の自然植生を守るために土地所有者に対する支援制度について検討する。

制度検討例：保全協定の締結などに対する税制優遇、植生保全のための技術支援など

●平成27年度までの到達目標 検討・実施

○事業所管：環境部・土木みどり部

《13》公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定

目標・指標：配慮指針の策定（5地区）

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「県」

基本方針1（2）、基本方針2（3）に基づく施策

【方針等】

13地区の中で、都市公園など公有地に存在する5地区（夏島貝塚、猿島公園、観音崎公園、荒崎公園、天神島臨海自然教育園）の自然植生保全配慮指針を策定し保全に努める。

●平成27年度までの到達目標

配慮指針の策定 5地区 夏島貝塚、猿島公園、観音崎公園、荒崎公園、天神島臨海自然教育園

○事業所管：環境部・土木みどり部・教育委員会

《14》指定文化財（天然記念物）の保全の継続

○継続事業 ○事業主体者「県」「市」

基本方針1（2）、基本方針2（3）に基づく施策

【方針等】

「文化財保護条例（県）」及び「文化財保護条例（市）」に基づき、神奈川県と連携しながら既指定の天然記念物の自然林の保全を継続して行っていく。

●平成27年度までの到達目標 既指定5地区の継続

○事業所管：神奈川県・教育委員会

【推進施策】（中柱）

（6）都市公園として丘陵や自然環境を有するみどりを守る

骨格となる丘陵のみどり、一団となったみどり、自然海岸等の自然環境を有するみどりを守る手法の一つとして、都市公園としての保全を図る。

骨格となる丘陵のみどりを守り・再生し・活かしながら、重要な財産として次世代に残していくための取組みとして、国が設置する都市公園の国営公園の誘致に向けた活動を行っている。

その候補地を、三浦半島の自然環境の核となる大楠山地区としている。

また、自然環境を有する都市公園等としては、塚山公園、田浦梅の里、猿島公園、観音崎公園、衣笠山公園、くりはま花の国、荒崎公園、天神島臨海自然教育園、立石公園等がある。

【具体的な取組み】（小柱）

《15》（仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進

○継続事業 ○事業主体者「県」「市」 関連者「国」

【経緯等】

三浦半島地域への国営公園の誘致は、昭和天皇御在位50周年を記念する国営公園の候補地となったことを契機に、昭和51年から国への働きかけを開始した。現在、三浦半島国営公園構想を策定し、神奈川県を事務局として、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町や地域の経済団体などで構成される「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」により、国に対し首都圏を代表する貴重な自然環境の保全に向け、その拠点となる国営公園の設置を要望している。

基本方針1（1）（2）、基本方針4（7）に基づく施策

【方針等】

神奈川県などと連携を図り、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を通じた国営公園の誘致に向けた活動を継続し、設置の実現を推進する。

●平成27年度までの到達目標

実現に向けた誘致活動の継続

○事業所管：土木みどり部



三浦半島国営公園構想

出典：神奈川県HP

○継続事業 ○事業主体者「県」「市」

基本方針1 (1) (2)、基本方針6 (12) に基づく施策

【方針等】

自然環境を有するみどりを保全するため、既存公園を適切に維持・管理するとともに自然とふれあうことができるみどりとしての活用を推進していく。

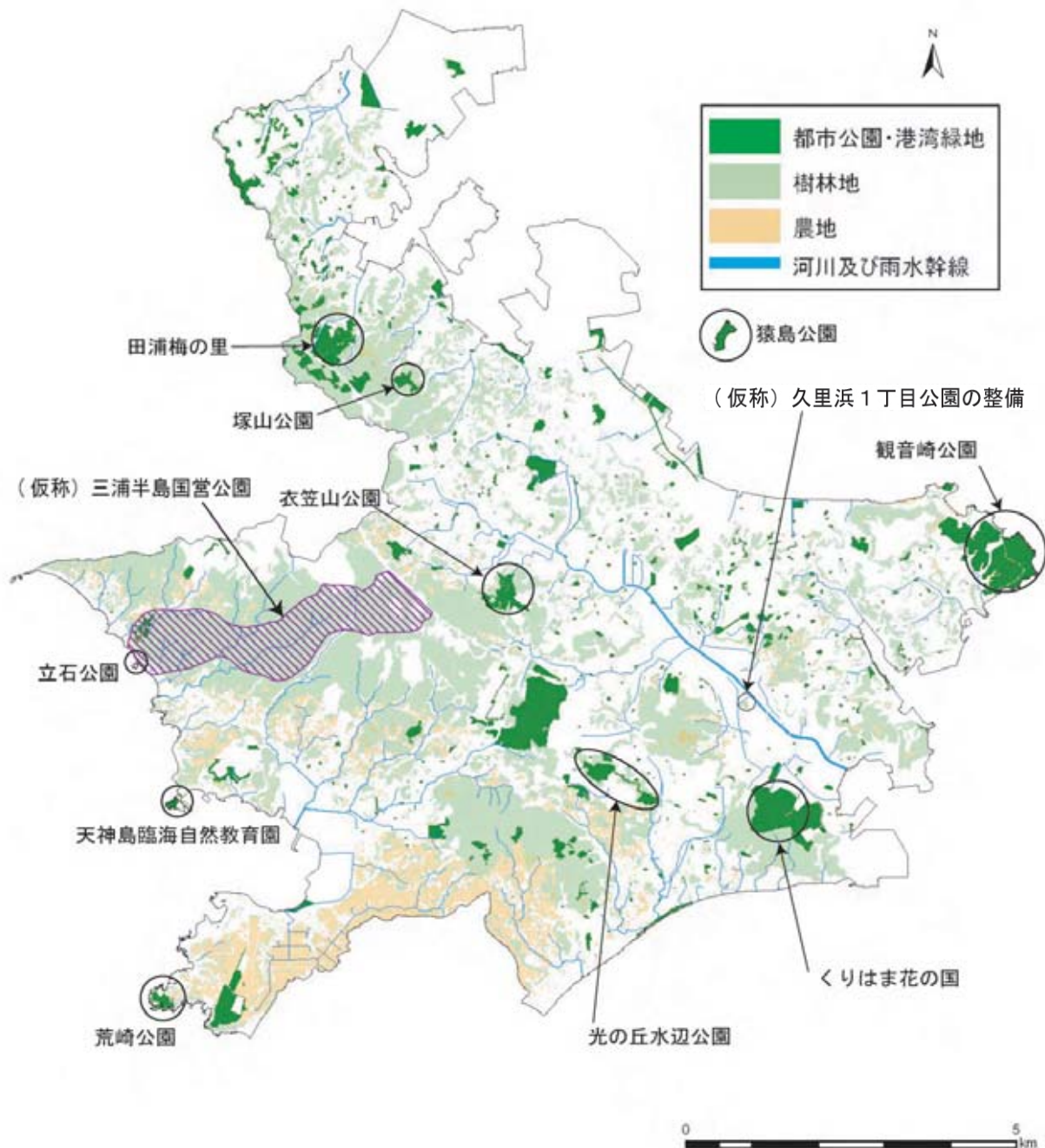
併せて、新規に1公園の整備を行う。

●平成27年度までの到達目標

新規整備：1カ所

(仮称) 久里浜1丁目公園

○事業所管：土木みどり部



都市公園等によるみどりの保全・活用推進

【推進施策】（中柱）

（7）自然環境のみどりや生態系に配慮したみどりを安全に守り、再生する

自然環境や生態系に配慮したみどりとして、ビオトープを維持・再生していく。併せてみどりを生態系や防災上の観点から安全かつ総合的に保全を図る。

【具体的な取組み】（小柱）

《17》ビオトープの維持

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2（3）（4）に基づく施策

【方針等】

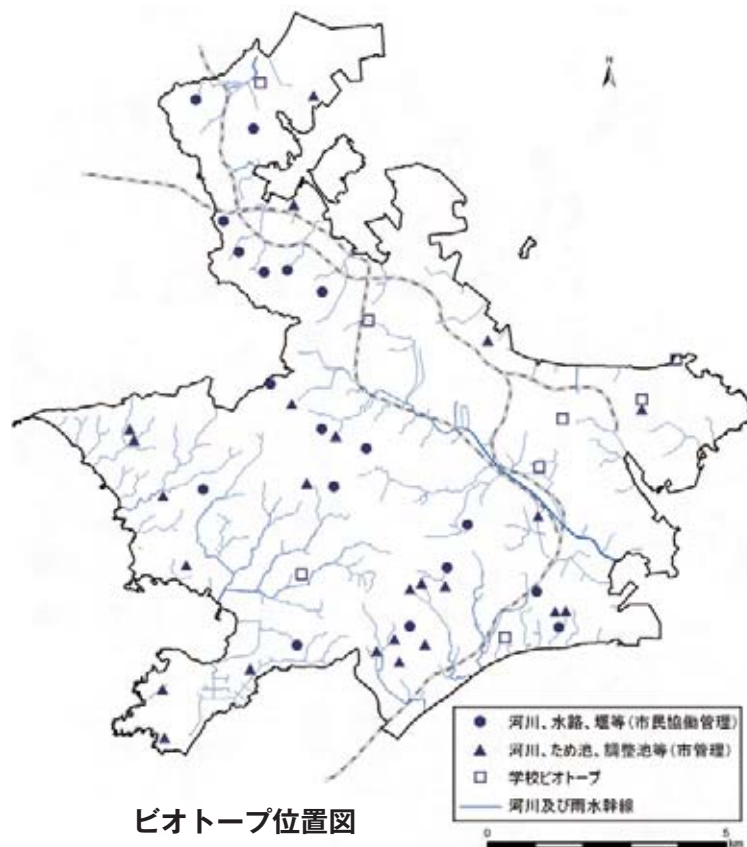
現存する市民協働によるビオトープや学校ビオトープ、ため池などを守り、再生していく。

また、必要に応じてため池などの調査を実施し再生の必要性や活用などを検討していく。

●平成27年度までの到達目標

現状維持

○事業所管：全庁的取組み（環境部）



ビオトープ位置図

《18》丘陵のみどり（樹林地）の適切な維持管理モデル事業の実施

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2（3）（4）、基本方針5（10）に基づく施策

【方針等】

豪雨対策及び生物多様性の保全に貢献することを目的とした丘陵のみどり（樹林地）の適切な維持・管理・育成により、樹林地の荒廃を防ぎ豪雨による被害を防ぐことと、樹林地を快適な癒しの場として活用していくことなどを視野に入れた、丘陵のみどり（樹林地）の適切な維持・管理モデル事業を実施する。

モデル事業では、対象を河川流域・集水域を一体として考え、「水の流れ」を基本とした生態系や、防災面からみたみどりの総合的な保全のあり方を検討する。更に、公有地だけでなく民有地の土地所有の状況や管理状況も踏まえ、誰が、どのように維持・管理をしていくかも検討していく。さらに、樹林地におけるタケ・ササ類の繁茂による土砂災害への影響及び対応についても検討していく。

●平成27年度までの到達目標 検討・モデル事業実施

○事業所管：全庁的取組み（環境部・土木みどり部）

【施策展開項目】（大柱）

2 人々の暮らしに身近なみどりを守り、再生するために

人々の暮らしの身近に存在する斜面緑地や樹林地、谷戸地域のみどりを守り、再生するための施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

（1）斜面緑地を守る

現存する諸制度等（「指定緑地保全制度」「樹林地寄付」）を継続及び拡充し、併せて、新規制度の検討・制定することにより、さらなる市街化区域内の斜面緑地の保全を図る。また、斜面緑地の保全における、本市特有の急傾斜地と景観面の調和等について総合的に勘案し、保全のあり方を検討していく。

■指定緑地保全制度

「緑地条例（市）」に基づく指定緑地保全要綱により、市街化区域内の500m²以上の良好な樹林地の土地所有者と協定を締結し、保全奨励金を交付することにより保全を図る制度。

本市の指定実績：51.9ha

【具体的な取組み】（小柱）

《19》（仮称）民有樹林地保全支援制度の検討・実施

重点施策 ○継続事業（拡充） ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

斜面緑地を土地所有者に持ち続けていただきながら守るため、現行の「指定緑地保全制度」の拡充を検討する。検討では、支援対象の拡大と支援内容の見直しにより、保全対象面積の拡大をめざす。

●平成27年度までの到達目標

検討・実施

○事業所管：土木みどり部

《20》（仮称）市民協働斜面緑地保全制度の検討

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2（4）、基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

近隣住民の方々の発意によって、地域の斜面緑地を保全する制度について検討する。土地の取得及び取得後の維持・管理を市民と市が協働して行っていく。

●平成27年度までの到達目標

検討

○事業所管：土木みどり部

《21》斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施

【一部再掲】

○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

緑地基金及び新たな収入源確保については、再掲のため施策《3》(P.69) 参照

基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

斜面緑地の保全や公有地化された樹林地の維持・管理費などを目的とした財源の確保に向けた検討を行う。

緑地基金の充実を図ることに加え、基金のあり方や、新たな財源確保手法について調査・検討し、可能なものについて導入を図る。

検討事例：公園命名権の販売や、市の販売物の一定割合を緑地保全目的として使用するなど

●平成27年度までの到達目標

検討・実施

○事業所管：土木みどり部

《22》土地利用調整関連条例（市）の適切な運用【再掲】

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

本条例については再掲のため施策《9》(P.72) 参照

基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

「土地利用調整関連条例（市）」に基づく指導により、土地利用における斜面緑地などの保全について調整を図っていく。

●平成27年度までの到達目標】

調整の継続

○事業所管：土木みどり部

《23》斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」

基本方針2（4）、基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

本市特有の急傾斜地崩壊危険区域に存在する斜面緑地の安全を優先しながら守るために、景観面からも調和が図られるように、「どこを」「誰が」「どのように」などについて具体的な検討をしていく。また、必要に応じて調査などを実施する。

●平成27年度までの到達目標

検討

○事業所管：土木みどり部

【推進施策】（中柱）

（2）身近な樹林地や谷戸のみどりを守り、再生する

市民緑地制度を導入することにより市民生活に身近な樹林地や谷戸のみどりの保全を図る。また、人口減少・拠点ネットワーク型の都市づくりによる居住者の減少の可能性がある谷戸地域における空き地や、地域の緑化などの再生について長期的視点に立って検討する。

■市民緑地

市民緑地制度とは、「都市緑地法」に基づき、樹林地や人工地盤・建築物などを含む民有地のみどりを所有者と市が契約を締結し、その緑地または緑化施設を市民に公開する制度。これによりみどりが守られるとともに、市民の憩いの場、散策やみどりにふれあう場が創出される。

指定要件：都市計画区域内にある、土地、人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積の合計が300m²以上の一団の土地等の区域。現況が緑地でない土地であっても、植樹等を行い緑地とした場合においては、市民緑地として設置が可能。

優遇措置：固定資産税、都市計画税、相続税・贈与税の優遇等

【具体的な取組み】（小柱）

《24》市民緑地制度の導入と運用の推進

目標・指標：実施・設置1ヵ所以上

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針3（6）、基本方針6（11）、基本方針7（14）に基づく施策

【方針等】

「都市緑地法」に基づく市民緑地制度を運用するための基準、要綱、維持・管理体制を整備し、市民緑地の設置を図る。

●平成27年度までの到達目標 実施・設置1ヵ所以上

○事業所管：土木みどり部

《25》緑地の寄付制度の運用

重点施策 ○継続事業（拡充） ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（2）、基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

土地所有者が樹林地の保全を目的として市へ寄付できる制度を構築し、積極的な運用を図る。併せて、良質な樹林地を保全していくための受納基準などを検討・整備していく。

●平成27年度までの到達目標 制度運用

○事業所管：土木みどり部

《26》谷戸地域のみどりの再生に向けた検討

○新規事業 ○取組み期間：長期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針2（4）、基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

土地利用の動向を踏まえながら、長期的な視点に立って谷戸地域のみどりの再生について検討していく。

●平成27年度までの到達目標 検討（H27年度以降の長期的展望）

○事業所管：土木みどり部

【施策展開項目】（大柱）

3 風致・景観に優れたみどりを守るために

風致・景観に優れたみどりを守る施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

(1) 風致地区条例に基づき風致に優れたみどりを守る

風致地区条例に基づき風致に優れたみどりの保全を図る。

■風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持し、自然と調和したまちづくりを進めるため、都市計画法に定める地域地区の一つ。「風致地区条例（県）」に基づく基準により、造成や建築行為における基準（建築物の高さ・壁面の後退・緑被率・色彩等）があり行為の規制を行っている。

指定要件：都市の風致を維持する優れた景観や自然環境（樹林地・水辺等）が残る区域、良好な住環境を維持している区域。

第1種風致地区… 特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある区域。

第4種風致地区… 自然環境の維持、復元により周辺の自然環境と調和した土地利用がされるよう建築物の建築等を規制する必要がある区域。

規制行為：建築物等の新築・改築、宅地造成、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為の制限。

本市の指定実績：5地区 1,355.7ha

塚山地区	26.8ha	第1種（5.6ha）	第4種（21.2ha）
衣笠・大楠山地区	682.0ha	第1種（3.4ha）	第4種（678.6ha）
浦賀半島地区	284.0ha	第1種（103.6ha）	第4種（180.4ha）
武山地区	326.7ha	第1種（34.5ha）	第4種（292.2ha）
荒崎地区	36.2ha	第4種（36.2ha）	

【具体的な取組み】（小柱）

《27》既指定地区における土地利用行為制限の継続

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針6（11）（12）に基づく施策

【方針等】

風致地区条例（県）及び関係法令・基準に基づき、風致に優れたみどりの保全を継続する。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 1,355.7ha：5地区
塚山地区、衣笠・大楠山地区、浦賀半島地区、武山地区、荒崎地区

○事業所管：土木みどり部



風致地区の維持保全

《28》風致地区の新規及び拡大指定

目標・指標：新規指定42.0ha 1地区 拡大指定25.0ha 1地区

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「県」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針6（11）（12）に基づく施策

【方針等】

丘陵部及び海辺の風致を守るために、新たに田浦地区（第4種）の新規指定及び荒崎地区（第4種）の拡大指定に向けた調査・検討を実施し指定をめざす。

●平成27年度までの到達目標

新規指定予定 42.0ha：1地区

田浦地区 第4種

拡大指定予定 25.0ha：1地区

荒崎地区 第4種

（現状36.2ha→目標61.2ha）

○事業所管：土木みどり部



風致地区の新規指定及び拡大指定地区

【推進施策】（中柱）

（2）景観法と連携し、みどりを守る

景観的に重要なみどりを、景観法に基づく「景観計画（市）」における眺望対象等としたり、土地利用の際の保全と緑化のあり方について検討することと併せ、景観重要樹木として指定することにより保全を図る。また、拠点のみどり等からの優れた景観（遠景）にも配慮した、みどりの保全・創出に努める。

■ 景観重要樹木

景観重要樹木とは、景観法及び「景観計画（市）」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

本市の指定実績：4ヵ所 逸見小学校のクスノキ 4本 北下浦小学校のケヤキ 1本
武山中学校のクスノキ 1本 長井中学校のフェニックス 1本

【具体的な取組み】（小柱）

《29》景観計画におけるみどりの位置づけの検討

○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」

基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

必要に応じて、景観的に重要なみどりを眺望保全対象として景観計画に位置づけることなどについて検討することと併せ、土地利用の際のみどりの保全と緑化のあり方について景観法と連携した基準のあり方などを検討していく。

●平成27年度までの到達目標 検討

○事業所管：都市部・土木みどり部

《30》景観重要樹木の指定継続

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針6（11）に基づく施策

【方針等】

既指定樹木の保全継続と併せ、景観的視点から重要な樹木を新規に指定していく。

●平成27年度までの到達目標

継続・新規指定

○事業所管：都市部

【施策展開項目】（大柱）

4 農地を守るために

農地や田畑のみどりを守るための施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

（1）農地法やその他の法令に基づき農地を守る

農地法、農振法や市民農園に関する法律及び生産緑地法等により農地の保全を図る。

■農業振興地域内農用地区域

農業振興地域内農用地区域とは、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき指定された区域で、将来にわたり農業に供することを目的とされる農地で、原則的に他の用途への転用はできない。

本市の指定実績：農用地区域336.7ha

■市民農園

市民農園とは、市民がレクリエーションとして農作物を育てることを目的とした農地。本市の場合、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく設置。農地法の権利移動の許可は不要。

指定要件：10a 未満の農地を相当数持つ者を対象として、5年を越えない期間を定めて貸付する。営利を目的としない作物の栽培。

本市の指定実績：11カ所 約2.2ha

■生産緑地

生産緑地とは市街化区域内にある農地のみどりを活かし、計画的、永続的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに、都市環境を形成することを目的として「生産緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区の一つ。

指定要件：生産活動が営まれていて、公園等公共の場として適していること。面積が500㎡以上であること。当該農地の所有者その他の権利関係者全員が同意していること。

規制行為：原則として、農地以外としての転用・転売はできない

優遇措置：固定資産税、相続税等の優遇

買取り：地区指定後30年経過等、買取りの申し出があった場合

本市の指定実績：172カ所 25.5ha

【具体的な取組み】（小柱）

《31》 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「県」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）に基づく施策

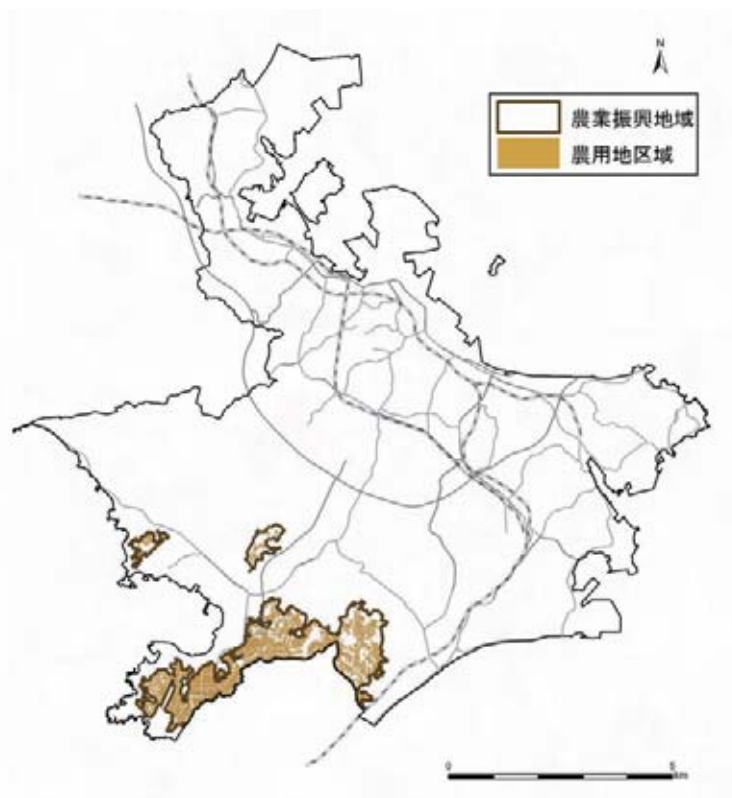
【方針等】

農業振興地域整備計画に基づく
農業振興により農業振興地域内農
用地区域の保全を図る。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 336.7ha：農用地区域

○事業所管：経済部・神奈川県



農業振興地域内農用地区域の現況

《32》 市民農園の継続・維持

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針3（6）に基づく施策

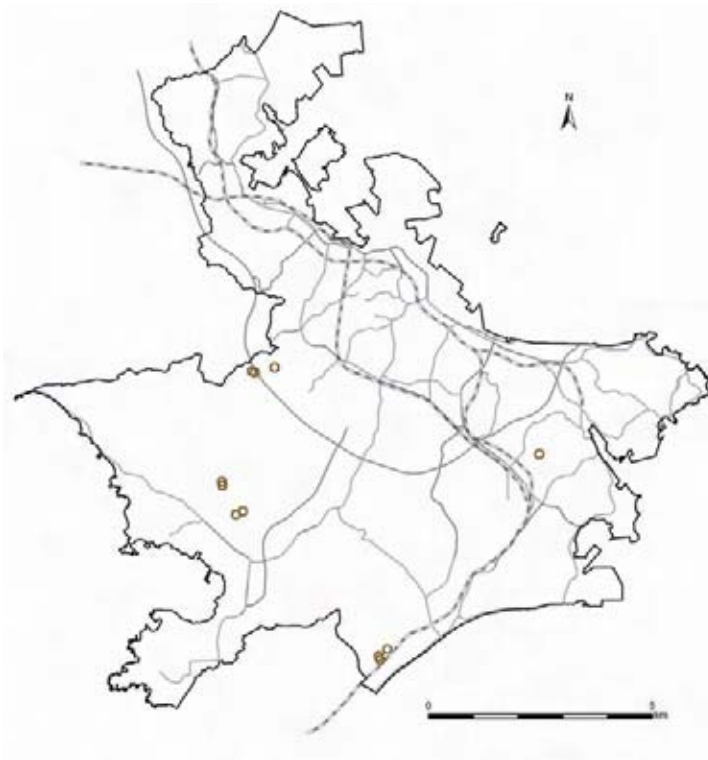
【方針等】

今後も引き続き市民農園の維持
していく。また、必要に応じて民
営の市民農園の設置についても検
討していく。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 約2.2ha：11カ所

○事業所管：経済部



市民農園位置図

《33》生産緑地のみどりの維持に向けた検討

○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針3（5）（6）に基づく施策

【方針等】

生産緑地の維持を図るとともに、土地所有者による買取り要望時には、生産緑地法の趣旨に基づき、公園化によるみどりの保全の可能性について検討していく。

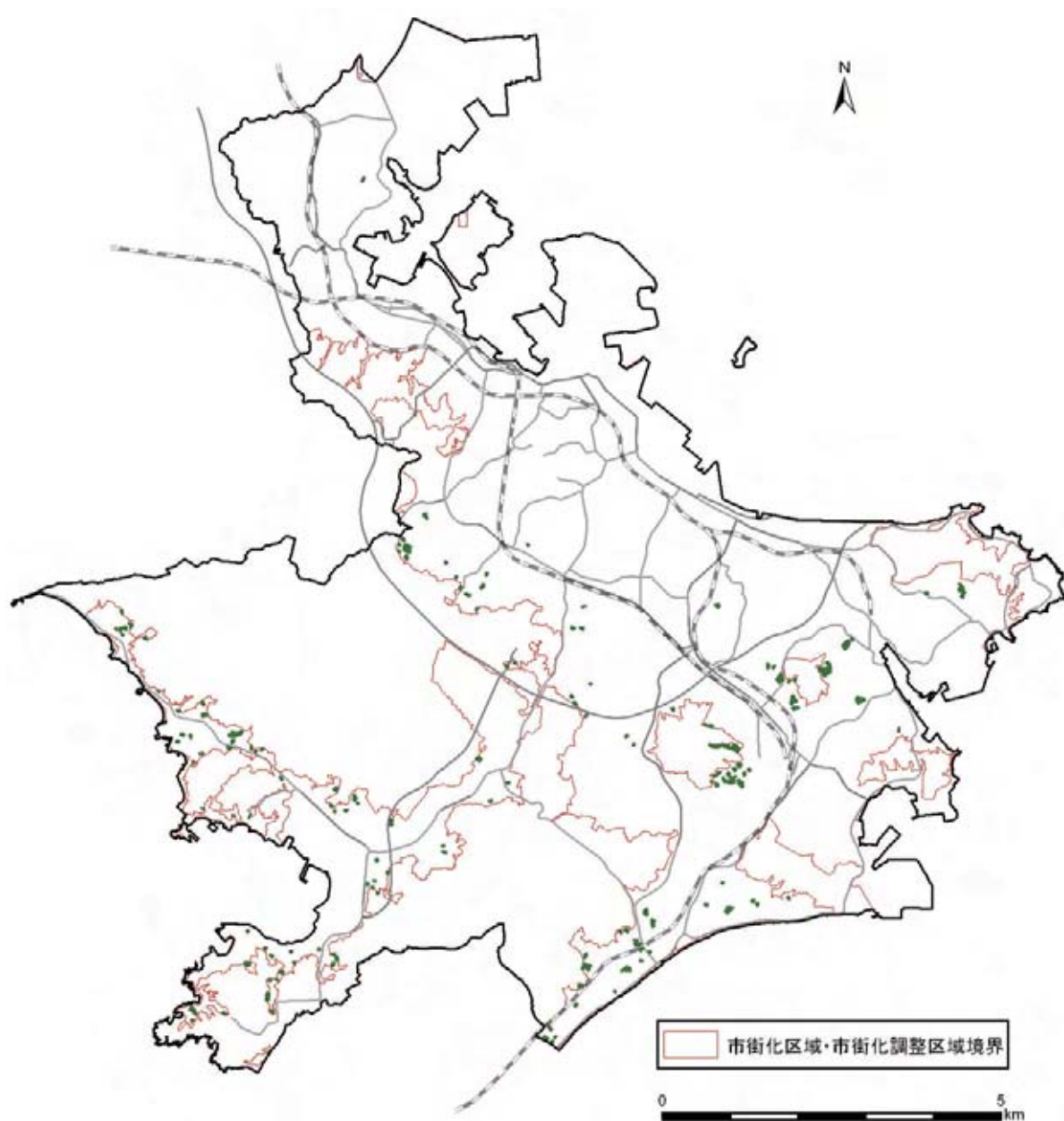
※買取り要望時に公園化する際の基準を策定する。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 25.5ha：172カ所

公園化基準の策定

○事業所管：経済部・都市部・土木みどり部



生産緑地の現況

【Ⅱ】みどりを創出・育成し、活用するための推進施策

【施策展開項目】（大柱）

1 都市公園をつくり、再生するために

都市公園をつくり、再生するための施策を展開します。

【推進施策】（中柱）

（1）都市公園の整備方針に基づき公園をつくり、再生する

■ 都市公園の整備方針

目標・指標：平成27年度における都市公園の総面積の目標を460.7haとする。

【今後の都市公園の整備方針】

- ◇ 平成27年度以降の長期的な都市公園などの総面積の整備目標を1,037.2haとする。
- ◇ 公園の適正配置に向けた検討を行う。併せて、既存公園の種別を見直し、適切な種別への変更を検討する。 例：中央公園・立石公園・市役所前公園・佐原緩衝緑地など
- ◇ 経年による施設の老朽化、利用者ニーズの変化及びバリアフリー化などへ対応するため、公園リニューアル計画を策定し、計画的に公園の再整備を行う。
- ◇ 事後的な維持・管理から、予防保全的な維持・管理への転換を図るため、公園施設長寿命化計画（維持・管理方針、改築方針など）を策定する。
- ◇ 自然環境に配慮した公園の整備・改修を行う。
- ◇ 防災面を考慮した公園の整備・改修を行う。
- ◇ 歴史的・自然的な資源を保全・活用した公園の維持・管理・整備を推進する。
- ◇ 地域の活性化、観光、健康づくり、スポーツなどの、人々の交流の拠点や環境学習の場などとして公園を活用し、そのための維持・管理・整備・改修を推進する。
- ◇ 地域の公園に対する愛着を感じられるような公園づくりのために、可能な限り整備・改修時に協働事業を取り入れる。
- ◇ 新たな公園の確保のため、借地公園・立体都市公園など様々な手法の活用を検討する。
- ◇ 公園利用の活性化や多様なニーズに対応するための、公園管理手法や管理体制の充実を図る。
- ◇ 公園設置目的を優先しつつ、積極的に樹木の保全と緑化の推進を図る。
- ◇ 公園の新設・改良時及び維持管理上可能な場合に、市の木・市の花・実のなる木を植栽していく。

都市公園の整備目標

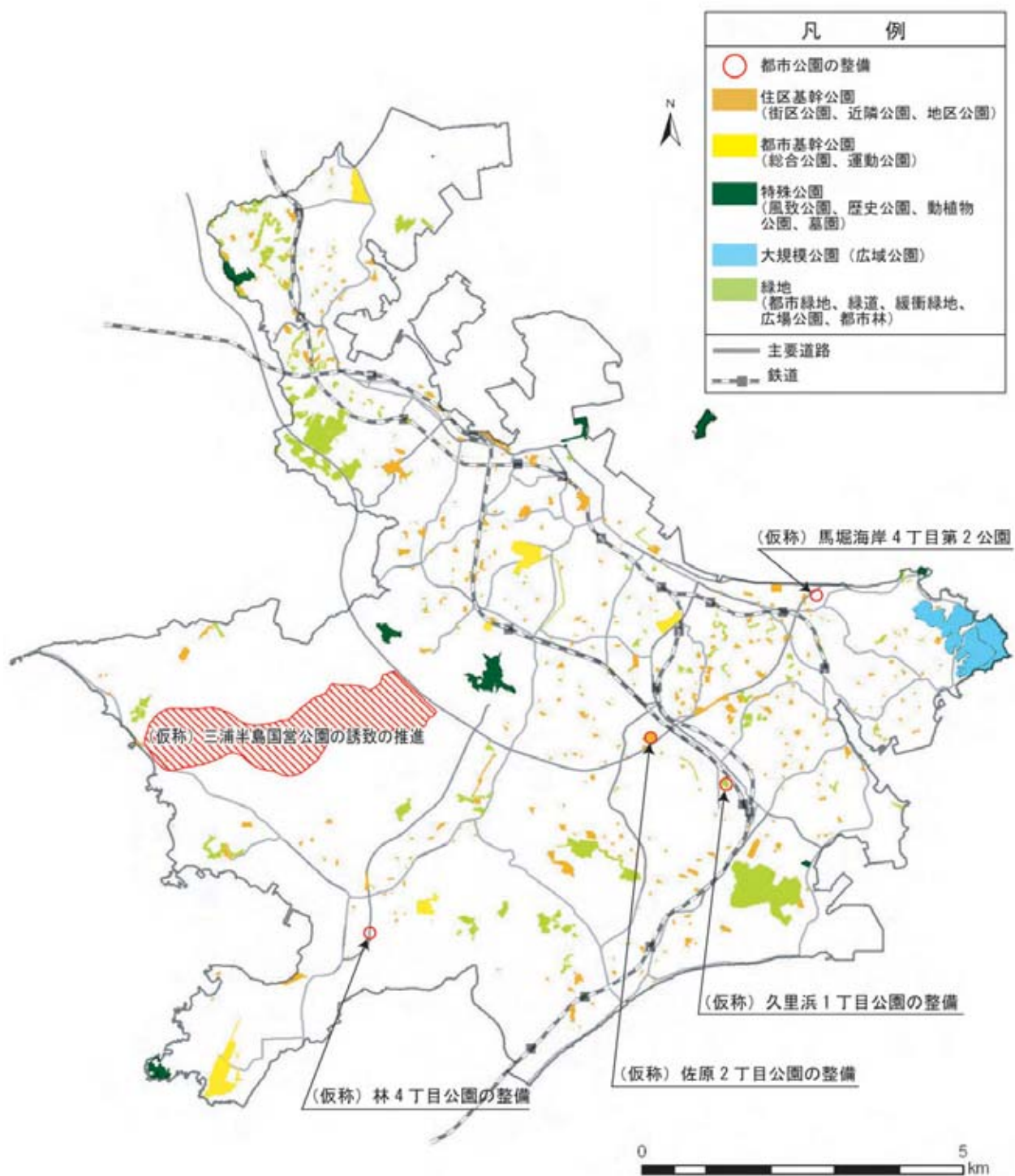
区分		平成20年度末 整備実績面積			平成27年度目標			長期的な目標 ※2		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		箇所数	面積 (㎡)		箇所数	面積 (㎡)		箇所数	面積 (㎡)	
住区基幹公園	街区公園	357	736,425	1.73	362	746,424	1.81	380	760,000	1.90
	近隣公園	20	353,276	0.83	22	385,215	0.93	47	800,000	2.00
	地区公園	1	47,566	0.11	2	76,937	0.19	10	400,000	1.00
都市基幹公園	総合公園	1	167,413	0.39	1	167,413	0.41	1	212,585	0.53
	運動公園	5	338,086	0.79	5	338,086	0.82	6	600,000	1.50
特殊公園	風致公園	4	211,787	0.50	4	211,787	0.51	6	370,000	0.93
	動植物園	1	37,583	0.09	1	37,583	0.09	1	37,597	0.09
	歴史公園	4	101,208	0.24	4	101,208	0.24	4	101,208	0.25
	墓 園 ※1	0	－	0.00	0	－	0.00	1	659,000	1.65
緑地等	緩衝緑地	0	－	0.00	0	－	0.00	1	4,656	0.01
	都市林	64	401,049	0.94	68	480,331	1.16	68	480,331	1.20
	広場公園	0	－	0.00	0	－	0.00	1	3,900	0.01
	都市緑地	22	1,347,212	3.16	23	1,351,987	3.27	23	1,446,480	3.62
	緑道	2	6,484	0.02	2	6,484	0.02	3	17,500	0.04
大規模公園	広域公園	1	703,647	1.65	1	703,647	1.70	1	779,000	1.95
	国営公園	0	－	0.00	0	－	0.00	1	3,700,000	9.25
都市公園 合計		482	4,451,736	10.45	495	4,607,102	11.15	554	10,372,257	25.93
その他の 公園 ※1		13	909,195	2.13	9	868,551	2.10	－	－	－
都市公園等 合計		495	5,360,931	12.58	504	5,475,653	13.25	－	－	－

※1 その他の公園とは、公園事業用地として市が取得または管理している土地及び公園墓地条例によって設置されている公園墓地のこと。面積はそれらの総計。

※2 長期的な目標とは、平成27年度以降の長期にわたる整備目標。本目標では、「その他の公園」を順次整備し、都市公園として位置づける。また、公園墓地は、都市公園に順ずる施設として特殊公園（墓園）として計上している。

根拠となる人口は以下のとおり

- ・平成20年度末整備実績面積における1人当りの公園面積で使用している人口は426,099人。
（平成21年4月1日末現在）
- ・平成27年度末整備目標における1人当りの公園面積で使用している人口は、413,200人（推計人口）。
- ・長期的な目標の人口は、400,000人としている。



都市公園の整備方針図

【具体的な取組み】（小柱）

《34》公園種別ごとの整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「国」「県」 ○事業所管：土木みどり部

基本方針3（6）、基本方針4（7）、基本方針6（12）に基づく施策

ア．住区基幹公園

街区公園【標準規模 0.25ha】

目標・指標：整備推進73.6ha→74.6ha

主として住区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：誘致距離250mを標準に、検討における参考として1町内会・自治会あたり1ヵ所以上とする。

整備実績：357ヵ所 1.73m²/人平成27年度目標：362ヵ所 1.81m²/人

●平成27年度までの到達目標

新規公園の整備 3ヵ所 0.8ha（仮称）林4丁目公園、（仮称）馬堀海岸4丁目第2公園、秋谷1丁目きらきら公園

開発行為などによる帰属公園 2ヵ所 0.2ha（仮称）阿部倉公園、（仮称）三春5丁目第3公園
既存公園のリニューアル 森崎公園、浦賀1丁目公園など

近隣公園【標準規模 2.0ha】

目標・指標：整備推進35.3ha→38.5ha

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置基準：誘致距離500mを標準に、検討における参考として1小学校区あたり1ヵ所以上とする。

整備実績：20ヵ所 0.83m²/人平成27年度目標：22ヵ所 0.93m²/人

●平成27年度までの到達目標

新規公園の整備 1ヵ所 2.2ha（仮称）久里浜1丁目公園

開発行為などによる帰属公園 1ヵ所 1.0ha 佐島の丘第4公園

既存公園のリニューアル 神明公園など

既存公園の種別見直しによる格上げの検討

地区公園【標準規模 4.0ha】

目標・指標：整備推進4.8ha→7.7ha

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：誘致距離1kmを標準に、検討における参考として本庁及び各行政センター1地区あたり1ヵ所以上とする。

整備実績：1ヵ所 0.11m²/人平成27年度目標：2ヵ所 0.19m²/人

●平成27年度までの到達目標

新規公園の整備 1ヵ所 2.9ha（仮称）佐原2丁目公園

既存公園の種別見直しによる格上げの検討 中央公園

イ. 都市基幹公園

総合公園【標準規模 10～50ha】

目標・指標：現状維持16.7ha

市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：都市規模に応じ配置する（本市は合計40ha程度）

整備実績：1カ所 0.39m²/人

整備計画：国の整備標準に比較し不足しているが、当面、大規模都市緑地（くりはま花の国）を代替とし、現状維持とする。将来に向け、本市の特性を活かした整備計画を検討していく。

運動公園【標準規模 15～75ha】

目標・指標：整備推進33.8ha

市民が主として運動の用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置基準：都市規模に応じ配置する（本市は合計60ha程度）

整備実績：5カ所 0.79m²/人

整備計画：公園1カ所当たり15ha以上の確保は困難であり、将来に向けて1地域（東・西・南・北）当たり15ha以上の整備をめざす。特に南地域は未整備であり優先的に設置を検討する。

ウ. 特殊公園

風致公園

目標・指標：整備推進21.2ha

主として風致の享受の用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：都市形態に応じ配置する

整備実績：4カ所 0.50m²/人

整備計画：継続して整備を推進していく。
既存公園の種別見直し 立石公園

動植物公園

目標・指標：現状維持3.8ha

動物園・植物園など特殊な利用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置基準：都市規模および都市形態に応じ配置する。

整備実績：1カ所 0.09m²/人

整備計画：当面は現状維持

歴史公園

目標・指標：現状維持10.1ha

史跡・名勝・天然記念物などの歴史的・文化的資産を広く一般に公開することを目的とする公園

【整備方針】

配置基準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：4カ所 0.24m²/人

整備計画：将来に向けた整備の検討をしていく。

本市の歴史的特性を活かした整備計画を検討していく。

猿島公園においては、国史跡指定の促進および指定と合わせた整備を検討し、エコミュージアム猿島を推進していく。

墓園**目標・指標：次期整備の再検討54.3ha**

面積の2/3以上を園地などとする景観が良好でかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園

【整備方針】

配置基準：都市規模に応じて配置する。

整備実績：1カ所 1.28m²/人

整備計画：今後の社会情勢や多様化する墓地需要を含む、様々な課題を整理し、再検討する。

工．緑地等**緩衝緑地****目標・指標：必要に応じ新規整備・新規指定**

公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園

【整備方針】

配置基準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：なし

整備計画：本市の特性を活かした整備計画を検討していく。

既存公園の種別見直し指定 佐原緩衝緑地

都市林**目標・指標：整備推進40.1ha→48.0ha**

主として動植物の生息地又は生育地である樹林地などの保護を目的とする公園

【整備方針】

配置基準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：64カ所 0.94m²/人

平成27年度目標：68カ所 1.16m²/人

●平成27年度までの到達目標

新規公園の指定 4カ所 7.9ha （仮称）佐島2丁目都市林、（仮称）佐島の丘2丁目第2都市林、（仮称）船越1丁目第2都市林、（仮称）船越2丁目第3都市林

広場公園**目標・指標：必要に応じ新規整備・新規指定**

市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置基準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：なし

整備計画：本市の特性を活かした整備計画を検討していく。

既存公園の種別見直し指定 市役所前公園

都市緑地【標準規模 0.1ha以上】

目標・指標：整備推進134.7ha→135.2ha

都市の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：22カ所 3.16m²/人

平成27年度目標：23カ所 3.27m²/人

●平成27年度までの到達目標

新規公園の整備 1カ所 0.5ha（仮称）破崎公園

緑道

目標・指標：現状維持0.6ha

市街地における良好な居住環境の確保及び災害時の避難路の確保の用に供することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：都市形態に応じ配置する。

整備実績：2カ所 0.02m²/人

整備計画：当面は現状維持

本市の特性を活かした整備計画を適宜検討していく。

オ．大規模公園

広域公園【標準規模 50ha以上】

目標・指標：現状維持70.4ha

主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園

【整備方針】

配置標準：地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1カ所

整備実績：1カ所 1.65m²/人

整備計画：当面は現状維持

本市の特性を活かした整備計画を検討していく

国の設置によるもの（国営公園）【標準規模：300ha以上（イ号公園）】

国家的な記念事業や都府県を越える広域的なレクリエーションや災害救援活動に対応するための、国が設置する公園

【整備方針】

配置標準：都府県を越える広域的なレクリエーションや災害救援活動に対応するために設置する（イ号公園）。

国家的記念事業若しくは我が国固有の優れた文化的資産の保存活用を図るために設置する（ロ号公園）。

整備実績：なし

整備計画：首都圏において重要な大楠山地区に残された自然環境を、保全・再生・活用し、貴重な財産として次世代に引き継いでいくために、国営公園の誘致活動を継続していく。

《35》公園リニューアル計画の策定と推進

重点施策 ○新規事業 ○取り組み期間：短中期 ○事業主体者「市」

基本方針3（6）に基づく施策

【方針等】

公園リニューアル計画を策定し、公園の再整備を推進する。

※都市公園リニューアル計画とは

施設の老朽化、利用者ニーズへの対応、バリアフリー化への対応を勘案して再整備を必要とされる公園の選定と整備スケジュールを取りまとめるもの。（リニューアルにおける配慮項目例：交流人口の増加、少子・高齢化、身近にみどりを感じる、生物多様性、地球温暖化防止など）

●平成27年度までの到達目標

計画策定

○事業所管：土木みどり部

《36》公園施設長寿命化計画の策定と推進

重点施策 ○新規事業 ○取り組み期間：短中期 ○事業主体者「市」

基本方針3（6）に基づく施策

【方針等】

事後的な維持・管理から、予防保全的な維持・管理への転換を推進するため、公園施設長寿命化計画（維持・管理方針、改築方針など）の策定を検討する。

※公園施設長寿命化計画とは

公園及び公園内施設の長寿命化を図るための計画で、施設の点検方法や修繕・改善対策について具体的内容を取りまとめたもの。

●平成27年度までの到達目標

計画策定

○事業所管：土木みどり部

《37》環境や生物多様性を支える公園整備の推進

目標・指標：新規整備1ヵ所

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2（3）（4）に基づく施策

【方針等】

二酸化炭素吸収源やヒートアイランド現象の緩和など地球温暖化防止に資する公園の整備を推進する。また、多様な生物が生息できるビオトープのある公園の整備や、里山的環境が残されている場においても、整備が可能な場合には施設の管理体制も含めて整備に向けた検討を行う。

●平成27年度までの到達目標

新規整備 1ヵ所（仮称）久里浜1丁目公園の整備（ビオトープのある公園）

その他里山公園などの検討

○事業所管：土木みどり部

《38》安全・安心のための公園整備の推進

目標・指標：新規整備1カ所

○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」

基本方針5（9）に基づく施策

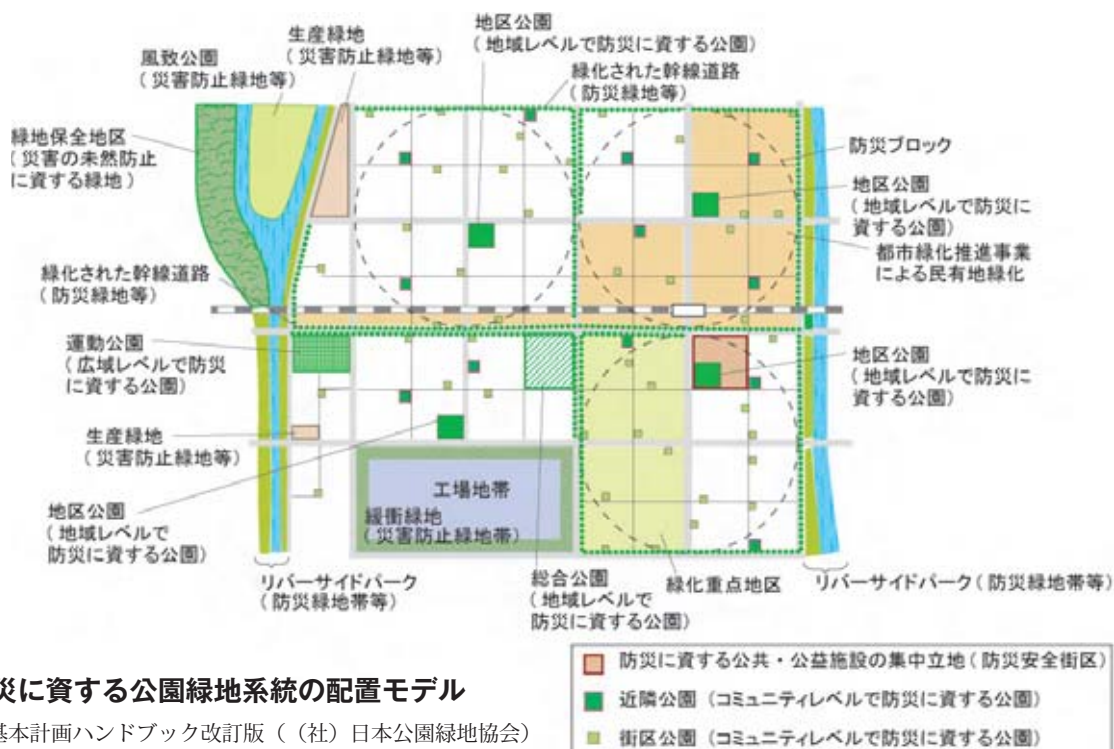
【方針等】

公園・緑地などのオープンスペースが火災時の延焼防止や、被災時の一時避難、救護活動、広域避難などに役立つような公園づくりの検討を行い、整備を推進する。

●平成27年度までの到達目標

新規整備 1カ所（仮称）佐原2丁目公園の整備（既存公園においてはリニューアルで対応）

○事業所管：土木みどり部



出典：緑の基本計画ハンドブック改訂版（（社）日本公園緑地協会）

《39》交流の拠点となる公園の整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」

基本方針4（7）、基本方針6（12）に基づく施策

【方針等】

市街地のにぎわいの場となる公園、歴史的・海辺や自然のみどりなどの自然的資源を保全・活用した公園、地域の活性化や観光振興の拠点となる公園など、地域間や人々の交流・連携の拠点となる公園を整備し活用を推進する。

●平成27年度までの到達目標 整備・改修

○事業所管：土木みどり部

《40》市民活動や憩いの場となる公園整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針3（6）、基本方針7（13）に基づく施策

【方針等】

健康増進や市民の憩い、併せて環境学習の場などとして活用できる公園の整備を推進する。また、公園利用の活性化や多様なニーズに対応するための公園づくりを検討する。さらに、整備（リニューアル含む）や維持管理などにおいては可能な限り市民協働を取り入っていく。

多様なニーズの例：ドッグラン、プレイパークなど

●平成27年度までの到達目標 検討・整備

○事業所管：土木みどり部

《41》様々な手法による公園などの整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針3（6）に基づく施策

【方針等】

都市公園や市街地のみどりを効率的に確保するため、借地による公園整備をはじめ、中心市街地の土地の確保が困難な地域では建築物などの施設の上部や人工地盤を活用した立体都市公園の整備や、市民緑地制度など様々な手法を取り入れた公園などの整備の推進に向けた検討を行う。

また、効率的かつ適切な管理運営が行えるよう、指定管理者制度など管理体制の充実を図る。

●平成27年度までの到達目標 検討（長期的視点）

○事業所管：土木みどり部

【施策展開項目】（大柱）

2 様々なオープンスペースのみどりをつくり、再生するために

以下では、都市公園以外の様々な公共施設のみどりをつくり、再生していく施策や、民有地のみどりを活用したオープンスペースづくりのための施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

（1）公共施設のみどりをつくる

港湾施設、道路、河川、その他の公共施設、公共施設のビオトープ等のみどりの創出を図る。

■ 港湾緑地

港湾緑地とは臨港地区や港湾区域等、港湾施設としての公園・緑地のこと。

整備実績：10ヵ所 17.4ha

道路緑化の実績：街路樹 15,888 本

【具体的な取組み】（小柱）

《42》【港湾】港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進

目標・指標：現状維持17.4ha10ヵ所 新規整備0.7ha 1ヵ所

○継続事業 ○事業主体者「市」

基本方針2（4）、基本方針4（7）（8）、基本方針6（12）に基づく施策

【方針等】

既存の港湾緑地を維持し、交流拠点となるみどりとして継続して維持していく。また、今後も横須賀港港湾計画に基づき港湾緑地などの港湾施設整備を推進する。

港湾施設や海岸施設の整備においては、その施設の目的を優先しつつ、可能な場合は生物多様性に配慮した施設づくりを進める。

●平成27年度までの到達目標

現状維持 17.4ha：10ヵ所

新規整備 0.7ha：1ヵ所（仮称）浦賀西岸プロムナード

○事業所管：港湾部

《43》【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「国」「県」

基本方針1 (1)、基本方針2 (4) に基づく施策

【方針等】

既存街路樹を適切に維持していく。また、やむを得ず街路樹が撤去された場所や、みどりが少ない道路における緑化に努める。新たに道路を整備する場合は、街路樹を連続的に植栽するなど、みどり豊かな道路となるような整備を推進する。

●平成27年度までの到達目標

現状維持

○事業所管：土木みどり部

《44》【河川】河川環境の整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「県」

基本方針2 (4) に基づく施策

【方針等】

河川環境に配慮した維持管理を行い、河川整備時及び河川改修時においては、流域全体の視野において、生物の生息・生育・繁殖ならびに生態系の保全に配慮した河川となるような整備を推進する。

●平成27年度までの到達目標

整備の推進

○事業所管：土木みどり部

《45》公共施設のみどりの整備と緑化の推進

重点施策 ○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「国」「県」

基本方針1 (1)、基本方針2 (4) に基づく施策

【方針等】

公共施設におけるオープンスペースの整備に努める。また、公共施設における緑化を積極的に推進する。さらに、公共施設における緑化指針を策定する。

具体例：街なかのポケットパークの整備・校庭の芝生化・敷地内緑化・屋上緑化・壁面緑化等

●平成27年度までの到達目標

公共施設緑化指針の策定

○事業所管：全庁的取組み（土木みどり部）

《46》ビオトープの整備の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2 (3) (4) に基づく施策

【方針等】

公立学校や下水処理施設などにおけるビオトープを維持していく。さらに、設置可能な場合に整備を推進していく。

●平成27年度までの到達目標

現状維持

○事業所管：全庁的取組み

【推進施策】（中柱）

（2）民有地のみどりを活用する

市民緑地制度の導入により、民有地のみどりを市民に開放できる場として活用していく。

【具体的な取組み】（小柱）

《47》市民緑地制度の導入と運用【再掲】 目標・指標：検討・設置1ヵ所以上

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

市民緑地については再掲のため施策《24》（P.80）参照

基本方針3（6）、基本方針6（11）、基本方針7（14）に基づく施策

【方針等】 市民緑地制度を活用し、街なかのみどりの創出を図る。

●平成27年度までの到達目標

検討・設置1ヵ所以上

○事業所管：土木みどり部

【施策展開項目】（大柱）

3 みどり豊かなまちをつくるために

市街地（住宅地、商業地など）において、みどりを創出していく施策を展開します。

【推進施策】（中柱）

（1）みどり豊かな市街地をつくるための制度などを活用する

都市緑地法に基づく様々な制度を活用し、市街地の緑化の推進を図る。

■ 緑化重点地区

緑化重点地区とは、「都市緑地法」に基づき、緑化地域以外の区域で「みどりの基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のこと。

緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法等に基づき重点的に緑化を推進していく。

■ 緑化地域

緑化地域とは、「都市緑地法」に基づき、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地等において、建築物の敷地内において緑化を推進することを目的とする都市計画の地域地区として定め、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

これにより、効果的にみどりを創出することができる。

指定要件：用途地域が指定されている区域内で、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。

対象の敷地規模は1,000m²以上であるが、市町村が条例に定めることにより300m²以上まで下げることができる。

■ 緑化施設整備計画認定制度

緑化施設整備計画認定制度とは、「都市緑地法」に基づき、建築物の屋上や、空地等、敷地内を緑化する計画を市町村長が認定し支援する制度。限られたスペースを効率的に活用した民間による自発的な緑化の取組みを推進する制度。

対象地区：緑化地域及び緑化重点地区

認定基準：緑化重点地区500 m²以上

緑化地域300m²以上

優遇措置：固定資産税の優遇

■ 緑地協定

緑地協定とは、「都市緑地法」に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力により、街を良好な環境にすることができる。

認可実績：18 地区（82.1ha）

■ 地区計画等緑化率条例

地区計画等緑化率条例とは、「都市緑地法」に基づき、地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、緑化推進の観点から条例に定めることで、地区計画等で定められた緑化率について建築行為における緑化率規制として行う制度。「緑化地域」とは異なり、対象敷地規模面積の規定はない。

規制等：緑化率規制、違反是正のための命令等を条例に定めることができる。

【具体的な取組み】（小柱）

《48》「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進

○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針2（4）、基本方針3（5）に基づく施策

【方針等】

本市における「緑化重点地区」を市街化区域全域とする。

※本市の市街地は斜面緑地以外にみどりが少なく、積極的に緑化を推進する必要がある。そこで、市街化区域を「緑化重点地区」と定め、市民・NPO・事業者・行政が連携しながら、それぞれが主体的に緑化を進めていく。

なお、今後実施予定の緑被率調査では、地区別の詳細の緑被率を把握し、市街地の中でも特にみどりが少ない地域を抽出し、重点的に緑化推進の必要があると判断した際には、本計画を見直し、それら地域を新たに緑化重点地区とする。

（緑化重点地区における緑化の方針）

- ・市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは協働による積極的な緑化を推進する。
- ・市民・事業者は敷地内の緑化に努める。
- ・市は市民・事業者の緑化を支援し、かつ、公共施設の緑化を推進する。

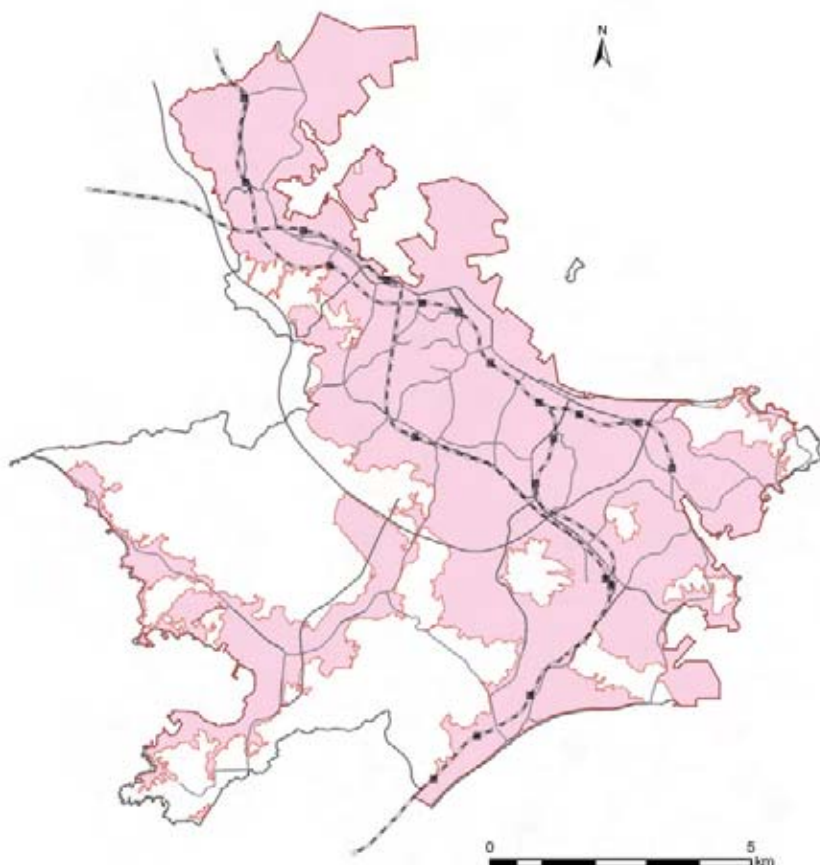
（具体的な取組み事例）

- ・小学校、街区、商店街など、まちづくり単位における緑化推進、基準、取組み体制の検討及びモデル事業の実施検討
- ・商店街や地域が主体となったプランターと街かど花壇の設置
- ・沿道の建物更新に合わせたセットバックによる植樹帯や歩道の確保、沿道緑化の誘導
- ・シンボルツリーなどの緑化推進
- ・緑化施設整備計画認定制度による民有地緑化の支援
- ・事業所の積極的な緑化推進（社会・環境貢献緑地評価システム「SEGES」などの活用）施策《59》（P.101）を参照
- ・道路の緑化・花壇の設置推進
- ・公共施設の接道部緑化、公共施設建て替え時の緑化スペースの確保
- ・公共用地を活用した憩いのスポットづくり（ポケットパークの整備）
- ・工場や事業所などにおける、緑化のあり方の検討

●平成27年度までの到達目標

方針に基づく緑化推進

○事業所管：土木みどり部



緑化重点地区の対象地（＝市街化区域）

《49》「緑化地域」の指定に向けた検討

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土所有者」

基本方針1(1)、基本方針2(4)、
基本方針3(5)に基づく施策

【方針等】

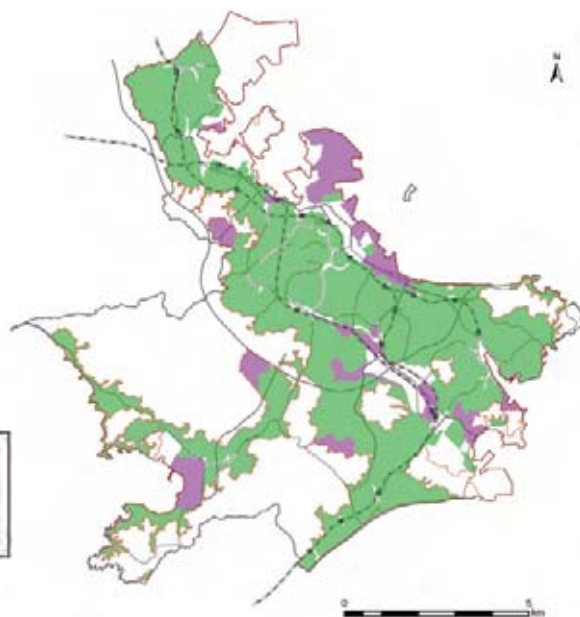
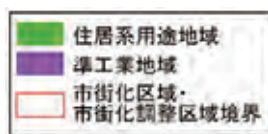
(緑化地域の指定方針)

市街化区域内の「住居系用途地域」及び「準工業地域」を「緑化地域指定候補地」として、指定に向けた検討を行う。

●平成27年度までの到達目標

指定に向けた検討

○事業所管：土木みどり部



緑化地域指定候補地

《50》「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1(1)、基本方針2(4)、基本方針3(5)に基づく施策

【方針等】

制度の導入に向けた検討を行い、導入をめざす。

●平成27年度までの到達目標

検討・実施

○事業所管：土木みどり部

《51》「緑地協定」制度の継続

○継続事業 ○事業主体者「市民・NPO・事業者・土地所有者」 関連者「市」

基本方針1(1)、基本方針2(4)
基本方針3(5)に基づく施策

【方針等】

緑地協定の認可により、みどり
豊かな市街地の形成を推進する。

●平成27年度までの到達目標

継続 86.8ha：20区域

○事業所管：土木みどり部



緑地協定の現況

《52》「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針2（4）、基本方針3（5）に基づく施策

【方針等】

条例の制定に向けた検討を行っていく。

●平成27年度までの到達目標

検討

○事業所管：土木みどり部

【推進施策】（中柱）

（2）民有地の緑化を推進するための支援や誘導をする

■民有地緑化推進支援

民有地（工場・事業所含む）における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等における支援（助成金、苗木支給、優遇措置等）

■土地利用調整関連条例【再掲】

「土地利用基本条例（市）」に基づく「土地利用調整関連条例（市）」により、土地利用に際する緑地保全・敷地内緑化の規定を定めている。

【具体的な取組み】（小柱）

《53》民有地緑化推進支援の実施

重点施策 ○新規事業 ○取組み期間：短中期 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針1（1）、基本方針2（4）、基本方針3（5）に基づく施策

【方針等】

特に緑化が必要な地域において、民有地（工場・事業所含む）における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などにおける支援（助成金、苗木支給、優遇措置など）の制度を検討していく。

●平成27年度までの到達目標

検討・実施

○事業所管：都市部

《54》土地利用調整関連条例（市）【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続

○継続事業 ○事業主体者「市」 関連者「市民・NPO・事業者・土地所有者」

本条例については再掲のため施策《9》（P.72）参照

基本方針2（4）、基本方針3（5）に基づく施策

【方針等】

当該条例に基づく許可及び指導などにより土地利用時における民有地緑化の推進を図る。

●平成27年度までの到達目標

調整の継続

○事業所管：土木みどり部

【Ⅲ】みんなのみどりをみんなで保全・創出するための推進施策

【施策展開項目】（大柱）

1 みんなでみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かしていくために

みんなでみどりを守り、再生し、育てながら活かしていくための活動や取組みの推進に向けた施策を展開していきます。

【推進施策】（中柱）

（1）みどりを次世代に引き継いでいく

自然に関する環境教育・環境学習を実施することと併せ、様々な世代において、みどりを守り、つくり、育てるための担い手としての人材育成を図る。

また「みどりはみんなのもので、みんなで働きかけて、次世代へ引き継いでいく」という意識の共有化を図ることを目的とした広報や啓発活動を推進する。

■ 自然に関する環境教育・環境学習

将来を担う子どもたちや、市民等の自然環境に対する理解を深め、自然環境に対する意識を高めるための教育・学習を実施する。併せて、自然環境に関する指導者やガイドに携わる方々の人づくりを推進する。

■ みどりの保全・創出に関する啓発

みどりはみんなのものという意識を醸成し、みんなでみどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かすことの大切さを共有化していくための啓発を実施していく。

【具体的な取組み】（小柱）

《55》自然に関する環境教育・環境学習の実施

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針7（13）（14）に基づく施策

【方針等】

自然に関する環境教育・環境学習を実施し、併せて人材育成を推進していく。

【事業実施事例】

- ・みどりにおける自然観察会の開催
- ・自然への理解を深めるための横須賀市環境学習プログラムの活用推進
- ・こどもエコクラブ事業への支援実施
- ・学校や地域における環境教育指導者派遣事業の推進
- ・環境教育・環境学習ネットワーク会議の実施
- ・自然環境に対する理解を深めるための環境パネルの巡回展示の実施
- ・環境教育指導者登録制度の推進
- ・自然環境の保全と活用のための自然環境ガイド養成の推進 など

●平成27年度までの到達目標

推進

○事業所管：環境部

《56》 みどりの保全・創出に関する啓発の実施

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針7（13）に基づく施策

【方針等】

あらゆる場におけるみどりに関する情報や、みどりの大切さに関する情報を発信し啓発活動を実施していく。

【事業実施事例】

- ・市のホームページや広報よこすかなどにおけるみどりに関する情報発信の推進
- ・公園などにおけるみどりに関するパネル展示の実施
- ・各種主体によるみどりに関するイベント実施
- ・イベント時における苗木配布による緑化啓発やみどりの基金に関する情報発信
- ・園芸相談の実施による緑化啓発の実施 など

●平成27年度までの到達目標

推進

○事業所管：全庁的取組み（土木みどり部・環境部）

【推進施策】（中柱）

（2）みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす

市民、NPO、事業者、行政が役割分担あるいは連携してみどりを積極的に保全・創出していくための取組みを推進していく。併せて、みどりを積極的に活用していく。

■みどりの積極的な活用

公園やオープンスペース等のみどりを、人々の交流促進や健康増進、レクリエーション、憩いの場として活かしていけるような施設づくりや維持・管理を進め、併せてプロムナードや散歩道の充実及び歩行者・自転車の移動の利便性向上を図る。

■市民による花いっぱい運動

市内を花でいっぱいにして魅力あるまちとするために、市民が主体となって花の育成・植え付け等を行う。

■市民・NPO・事業者・行政の連携によるみどりの保全・創出

緑地の保全（維持・管理・育成等）や民有地・事業所等における緑化推進において、市民、NPO、事業者、行政の役割分担あるいは連携によりみどりの創出・創出が図られるような、様々な取組みを積極的に実施する。

【具体的な取組み】（小柱）

《57》 みどりの積極的な活用の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針4（7）（8）、基本方針7（14）に基づく施策

【方針等】

交流の拠点となる公園だけでなく様々なみどりを積極的に活用できるようにするため、各施設の整備や維持・管理に努め、海や丘陵や街なかに点在するそれぞれのみどりを巡ることができるような回遊性の向上についても検討していく。

●平成27年度までの到達目標

推進

○事業所管：全庁的取組み（土木みどり部・環境部）

《58》市民による花いっぱい運動の実施

○継続事業 ○事業主体者「市民・NPO・事業者・土地所有者」 関連者「市」

基本方針6（11）、基本方針7（13）に基づく施策

【方針等】

市民や事業者主体の「花いっぱい運動」に向けて市がサポート体制を整え推進していく。

●平成27年度までの到達目標

推進

○事業所管：都市部

《59》市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携による

みどりの保全・創出の推進

○継続事業 ○事業主体者「市」「市民・NPO・事業者・土地所有者」

基本方針2（3）、基本方針5（10）、基本方針7（13）（14）に基づく施策

【方針等】

各主体がみどりの保全・創出に向けた積極的な取組みを推進させることと併せ、協働・連携を図る。さらに、その活動資金を確保や手法について検討し、可能なものから実施していく。特に公園などの維持・管理においては、市民や各種団体への委託や行政との協働による取組みを推進し、事業者などの民間活力の導入を図る。さらに事業者の社会貢献による緑地保全・緑化活動推進のための情報収集を行い推進していく。

【事業実施事例】

- ・市民協働によるみどりの保全活動（芦名堰ビオトープの自然環境保全活動など）の推進
- ・商店街、町内会、小学校区などにおける緑化活動や公園の維持・管理活動の推進
- ・市民緑地、プレイパークなどにおける市民と行政が連携した維持・管理の推進
- ・緑地管理機構制度導入の検討
- ・みどりに関する活動団体の交流促進
- ・まちかど里親制度による、市民が主体となったみどりの維持・管理の推進
- ・市民協働・指定管理者制度・民間委託などによる公園などのみどりの維持・管理の推進
- ・グリーンバンク事業による市民同士のみどりのリサイクルの推進
- ・市民ボランティアによる樹木管理の推進
- ・市民ボランティアやNPOなどとの連携による、植生実態調査や貴重植物保全に向けた取組みの実施
- ・CSR※1及びSEGES※2活動による緑地保全・緑化活動の積極的な誘致 など

※1 CSR（企業の社会的責任）

企業が社会的責任を果たすことを目的として、環境改善や自然保護など様々な活動を実施している。その一環としてみどりの保全や緑化推進がある。

※2 SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）

企業などが取り組んでいる緑地の保全・創出活動における緑地を評価し、社会貢献の高い優良な緑地を認定し、活動を支援する制度。（（財）都市緑化基金）

●平成27年度までの到達目標

推進

○事業所管：全庁的取組み（土木みどり部・環境部）

(2) 推進施策の到達目標

① 推進施策の目標 (指標)

指標名称 (施策No.)	平成 20 年度末現在	平成 27 年度末	増減
近郊緑地特別保全地区 《1》 《2》	2 地区 244ha ・ 衣笠・大楠山地区 (49.5ha) ・ 武山地区 (194.5ha)	4 地区 291.4ha 新規指定予定 ・ 大楠地区 (38.5ha) ・ 子安地区 (8.9ha)	47.4ha 増
近郊緑地保全区域 《4》	2 区域 1,012.0ha	2 区域 1012.0ha	現状維持
特別緑地保全地区 《6》	地区指定なし	指定に向けた検討 ・ 荒崎地区 (12.0ha)	12.0ha 増
保安林 《7》	51.9ha	51.9ha	現状維持
自然環境保全地域 《8》	4.9ha	4.9ha	現状維持
市民緑地 《24》	なし	1 カ所以上	1 カ所以上
風致地区 《27》 《28》	5 地区 1,355.7ha ・ 塚山地区 第1種 (5.6ha) 第4種 (21.2ha) ・ 衣笠・大楠山地区第1種 (3.4ha) 第4種 (678.6ha) ・ 浦賀半島地区 第1種 (103.6ha) 第4種 (180.4ha) ・ 武山地区 第1種 (34.5ha) 第4種 (292.2ha) ・ 荒崎地区 第4種 (36.2ha)	6 地区 1,422.7ha 新規指定予定 ・ 田浦地区 第4種 (42.0ha) 拡大指定予定 ・ 荒崎地区 第4種 (25.0ha)	67.0ha 増
農業振興地域内農用地区域 《31》	農用地区域 336.7ha	農用地区域 336.7ha	現状維持
市民農園 《32》	11 カ所約 2.2ha	11 カ所約 2.2ha	現状維持
生産緑地 《33》	172 カ所 25.5ha	172 カ所 25.5ha	現状維持
都市公園 《34》 ※詳細は P. 87 都市公園の整備目標参照	482 カ所 445.2ha	495 カ所 460.7ha	13 カ所 15.5 ha
港湾緑地 《42》	10 カ所 17.4ha	11 カ所 18.1ha 新規整備予定 ・ 浦賀西岸プロムナード (0.7ha)	1 カ所 0.7ha
「緑地協定」の指定 《51》	20 地区 86.8ha	継続	

② 推進施策の到達目標 《34》

《34》 ➡

具体的な施策	平成 27 年度までの到達目標
都市公園整備方針	都市公園面積 : 460.7ha
《34》 公園種別ごとの整備の推進	
街区公園	整備推進 73.6ha→74.6ha
近隣公園	整備推進 35.3ha→38.5ha
地区公園	整備推進 4.8ha→7.7ha
総合公園	現状維持 (16.7ha)
運動公園	整備推進 33.8ha
風致公園	整備推進 21.2ha
動植物公園	現状維持 (3.8ha)
歴史公園	現状維持 (10.1ha)
墓園	次期整備の再検討 54.3ha
緩衝緑地	必要に応じ新規整備・新規指定
都市林	整備推進 40.1ha→48.0ha
広場公園	必要に応じ新規整備・新規指定
都市緑地	整備推進 134.7ha→135.2ha
緑道	現状維持 (0.6ha)
広域公園	現状維持 (70.4ha)
国の設置によるもの (国営公園)	誘致活動の継続

② 推進施策の到達目標（《34》を除く）

具体的な施策	平成27年度までの到達目標
《1》 近郊緑地特別保全地区の既指定地区の土地利用制限の継続	現状維持
《2》 近郊緑地特別保全地区の新たな地区指定（2地区）	新規指定2地区
《3》 土地の買取りのための緑地基金の充実及び新たな財源確保に向けた検討・実施	検討・実施
《4》 近郊緑地保全区域の既指定区域の土地利用規制の継続	現状維持
《5》 湘南国際村B・C地区のみどりの再生に向けた県との調整・連携	調整・連携の継続
《6》 特別緑地保全地区の指定の検討	指定に向けた検討1地区
《7》 保安林指定地区の土地利用制限の継続	現状維持
《8》 自然環境保全地域の土地利用制限の継続	現状維持
《9》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用	調整の継続
《10》 自然保護奨励金制度による支援の継続	連携の継続
《11》 貴重な植物の保全に向けた検討	検討
《12》 民有地に存在する自然植生保全のための支援制度の検討・実施	検討・実施
《13》 公園などにおける自然植生保全配慮指針の策定	配慮指針の策定5地区
《14》 指定文化財（天然記念物）の保全の継続	既指定5地区の継続
《15》（仮称）三浦半島国営公園の誘致の推進	実現に向けた誘致活動の継続
《16》 自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続	新規整備1カ所
《17》 ビオトープの維持	現状維持
《18》 丘陵のみどり（樹林地）の適切な維持管理モデル事業の実施	検討・モデル事業実施
《19》（仮称）民有樹林地保全支援制度の検討・実施	検討・実施
《20》（仮称）市民協働斜面緑地保全制度の検討	検討
《21》 斜面緑地保全のための緑地基金の充実及び新たな収入源確保に向けた検討・実施【一部再掲】	検討・実施
《22》 土地利用調整関連条例（市）の適切な運用【再掲】	調整の継続
《23》 斜面緑地の実態を踏まえた保全のあり方の検討	検討
《24》 市民緑地制度の導入と運用の推進	実施・設置1カ所以上
《25》 緑地の寄付制度の運用	制度運用
《26》 谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	検討（H27年度以降の長期的展望）
《27》 風致地区の既指定地区における土地利用行為制限の継続	現状維持
《28》 風致地区の新規及び拡大指定	新規指定予定1地区 拡大指定予定1地区
《29》 景観計画におけるみどりの位置づけの検討	検討
《30》 景観重要樹木の指定継続	継続・新規指定
《31》 農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	現状維持
《32》 市民農園の継続・維持	現状維持
《33》 生産緑地のみどりの維持に向けた検討	現状維持、公園化基準の策定
《35》 公園リニューアル計画の策定と推進	計画策定
《36》 公園施設長寿命化計画の策定と推進	計画策定
《37》 環境や生物多様性を支える公園整備の推進	ビオトープのある公園の整備1カ所 その他里山公園などの検討
《38》 安全・安心のための公園整備の推進	整備1カ所（既存公園においてはリニューアルで対応）
《39》 交流の拠点となる公園の整備の推進	整備・改修
《40》 市民活動や憩いの場となる公園整備の推進	検討・整備
《41》 様々な手法による公園などの整備の推進	検討（長期的視点）
《42》【港湾】 港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進	現状維持10カ所 新規整備1カ所
《43》【道路】 道路のみどりの維持と緑化の推進	現状維持
《44》【河川】 河川環境の整備の推進	整備の推進
《45》 公共施設のみどりの整備と緑化の推進	公共施設緑化指針の策定
《46》 ビオトープの整備の推進	現状維持
《47》 市民緑地制度の導入と運用【再掲】	検討・設置1カ所以上
《48》 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	方針に基づく緑化推進
《49》 「緑化地域」の指定に向けた検討	指定に向けた検討
《50》 「緑化施設整備計画認定制度」の検討・実施	検討・実施
《51》 「緑地協定」制度の継続	継続
《52》 「地区計画等緑化率条例」の制定に向けた検討	検討
《53》 民有地緑化推進支援の実施	検討・実施
《54》 土地利用調整関連条例【一部再掲】の適切な運用による緑化誘導の継続	調整の継続
《55》 自然に関する環境教育・環境学習の実施	推進
《56》 みどりの保全・創出に関する啓発の実施	推進
《57》 みどりの積極的な活用の推進	推進
《58》 市民による花いっぱい運動の実施	推進
《59》 市民・NPO・事業者・行政の役割分担あるいは連携によるみどりの保全・創出の推進	推進

第Ⅳ章 3 重点施策

本計画における重点施策は以下のとおりです。

重点施策一覧 1/2 「(仮称)みどりの基本条例」で規定予定の施策(制度)など

■ みどりの保全系の制度

施策No.	施策・事業名称(制度)	目的・概要など	根拠法令等
19	(仮称)民有樹林地保全支援制度 (既存指定緑地保全制度の拡充)	現在の「指定緑地保全制度」について、対象を法人まで拡充することや、税の減免などの手法も視野に入れた新たな制度づくりに向けた検討を行い、民有樹林地の保全のための支援制度の拡充を図るもの。	緑地条例(指定緑地保全要綱)／現行制度 (仮称)みどりの基本条例／新制度
25	緑地の寄付制度 (現内部基準等による寄付の制度化)	現行の「傾斜地山林受納基準」を見直し、緑地の寄附について制度化を図る。	(仮称)みどりの基本条例
12	民有地内自然植生保全制度 (独自制度の新設)	生物多様性の保全の観点から民有地に残る自然植生を保全していくための土地所有者への支援(技術支援・税減免等)の検討を行い制度化を図る。	(仮称)みどりの基本条例
24 (47)	市民緑地制度 (都市緑地法に基づく制度の運用化)	民有地のみどりを保全・活用していくための「市民緑地制度」の運用体制を整備し、市民緑地の設置をめざす。	(仮称)みどりの基本条例
20	(仮称)市民協働斜面緑地保全制度 (独自制度の新設)	地域(地元)にとって大切な斜面緑地を市民の発意により、市と協働して保全する制度の検討を行い制度化を図る。	(仮称)みどりの基本条例

■ みどりの創出系の制度など

施策No.	施策・事業名称(制度)	目的・概要など	根拠法令等
53	民有地緑化支援制度 (独自制度の新設)	良好な市街地の環境づくりや温暖化対策のため、民有地や事業所等を対象とした緑化支援による都市緑化を推進するための制度化を図る。	(仮称)みどりの基本条例
50	緑化施設整備計画認定制度 (都市緑地法に基づく制度の新設)	「緑化施設整備計画認定制度」(＝優良な緑化施設を認定し税の軽減を図る)の実施に向けた検討を行い、制度化を図る。	都市緑地法 (仮称)みどりの基本条例
49	緑化地域の指定 (都市緑地法に基づき新規指定)	建築行為時の緑化率の義務づけによる都市緑化の推進を図ることを目的とし、「緑化地域」の指定に向けた検討を行い指定をめざす。	都市緑地法 都市計画決定 (仮称)みどりの基本条例及び 新たな個別条例
52	地区計画等緑化率条例の制定 (都市緑地法に基づき新規制定)	地区計画区域内における建築行為時に緑化率を義務付ける条例の制定に向けた検討及び条例化をめざす。	都市緑地法 (仮称)みどりの基本条例及び 新たな個別条例

■ 条例の整備

名称	目的
(仮称)みどりの基本条例 (新規制定)	みどりの保全と緑化の推進に関する必要な事項を定め、市民、事業者及び市の協働により、みどり豊かな横須賀の実現を目指し、現在及び将来の市民が健康で快適な日常生活を営める良好な自然環境及び生活環境を確保する。
緑地条例 (現行条例)	市内の緑地を保護及び育成し又はその他の緑化を推進し、良好な自然環境及び生活環境を確保する。

●.....● は、調査・検討・制度設計期間を表す 所管部は、平成22年3月現在のものです

事業化スケジュール						所管部
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
検討開始:平成22年度	制度実施:平成23年度					土木みどり部
要綱・規則の整備	条例で位置づけ					
検討開始:平成21年度	制度実施:平成23年度					土木みどり部
必要に応じ 要綱・規則の整備	条例に位置づけ					
検討開始:平成22年度		制度実施:平成24年度				環境部 土木みどり部
要綱・規則の整備	条例に位置づけ	実施				
検討開始:平成22年度		制度実施:平成24年度				土木みどり部
要綱・規則の整備	条例に位置づけ	実施	【市民緑地の設置】:平成25年上半期までに1カ所以上をめざす			
	検討開始:平成23年度					土木みどり部
	条例に位置づけ	(必要に応じて調査の実施)				

事業化スケジュール						所管部
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
検討開始:平成22年度		制度実施:平成24年度				都市部 土木みどり部
	条例で位置づけ	実施				
	検討開始:平成23年度		制度実施:平成25年度			都市部 土木みどり部
	条例で位置づけ		実施			
	検討開始:平成23年度					土木みどり部
	条例で位置づけ					
	検討開始:平成23年度					土木みどり部
	条例で位置づけ					

事業化スケジュール						所管部
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
庁内検討	施行(運用開始)					環境部
継続運用	廃止					土木みどり部

重点施策一覧 2 / 2 その他の重点施策（実施事業）

■ みどりの保全系の施策

施策 No.	施策・事業名称	目的・概要など	根拠法令等
	緑被率調査	みどりの「量」における指標となる「緑被率」調査を実施し、これまでより細部にわたる緑被面積を把握し、「みどりの基本計画」の施策効果を検証するための指標とする。	—
1	近郊緑地特別保全地区 既指定地区の土地利用制限の継続 （土地の買取り）	既指定2地区の土地利用行為の制限と、それに伴う土地の買取りを継続的に実施する。	首都圏近郊緑地保全法 都市緑地法
2	近郊緑地特別保全地区の指定 （新規指定）	新規指定（2地区「大楠地区」「子安地区」）に向けた検討を行い指定に向けた作業を進める。	首都圏近郊緑地保全法 都市緑地法 都市計画決定
3	緑地保全に向けた財源確保の検討	緑地保全（買取り、維持管理等）に必要な財源を確保するための緑地基金のあり方及び財源を生み出す新たな施策（手法）を検討する。	基金条例
11・ 12	自然植生・海浜植物・外来種現況調 査実施に向けた調査	生物多様性保全の観点から自然植生や貴重植物を保全していくために実態の把握を行う。	—
13	（仮称）自然植生保全配慮指針の 策定	生物多様性保全の観点から都市公園など（夏島貝塚、猿島公園、観音崎公園、荒崎公園、天神島臨海自然教育園）の公有地における自然植生保全のための配慮指針を策定する。	—
18	丘陵のみどりの適切な維持・管理 モデル事業	防災面や生態系の保全などの観点から丘陵部のみどりの適切な維持・管理の手法を確立することを目的とした、河川流域・集水域単位におけるモデル事業を実施する。	—
23	斜面緑地の実態を踏まえた 保全のあり方の検討	斜面緑地の保全・維持・管理手法について、安全性と景観、緑化工法など多方面から総合的に検討し、誰が・どこを・どのように守っていくかについて検討する。	—
28	風致地区の新規指定・拡大	風致地区の指定及び拡大（新規：田浦地区、拡大：荒崎地区）に向けた検討を行い、指定事務を進める。	風致地区条例、都市計画決定

■ みどりの創出系の施策

施策 No.	施策・事業名称	目的・概要など	根拠法令等
35	都市公園リニューアル計画の策定	都市公園の計画なりニューアルに向けた計画の策定及び計画に基づくリニューアルの実施。	—
36	都市公園長寿命化計画の策定	都市公園を長期的に維持するための計画の策定、計画に基づく維持・修繕の実施。	—
45	公共施設緑化指針の策定	公共施設における緑化の推進及び公共施設の緑化指針の策定。	—

●.....● は、調査・検討・制度設計期間を表す 所管部は、平成22年3月現在のものです

事業化スケジュール						所管部
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
(概ね5年ごとに実施)					●.....●	環境部
継続実施						土木みどり部
調査・検討		指定事務	●			土木みどり部
検討（可能なものから実施）						土木みどり部
手法の検討		実施				環境部
検討		策定	●.....●			環境部 土木みどり部 教育委員会
検討		実施	●.....●			全庁的取組み （環境部・土木 みどり部）
検討（必要に応じて調査し、施策実施に反映していく）						土木みどり部
調査・検討			策定事務	●.....●		土木みどり部

事業化スケジュール						所管部
H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
調査・検討	策定	●.....●	(計画に基づく計画的なリニューアルの実施)			土木みどり部
調査・検討	策定	●.....●	(計画に基づく適切な維持・管理の実施)			土木みどり部
調査・検討	策定	●.....●	(指針に基づく適切な維持・管理の実施)			土木みどり部 （関連部局）